

(第 57 集)

令和 7 年度

学校教育指導指針

(高等学校)



岩手県政 150 周年記念ロゴマーク

令和 7 年 3 月

岩手県教育委員会事務局学校教育室

目 次

I	岩手県教育振興計画	1
II	いわて県民計画(2019～2028)	3
III	令和7年度岩手県教育委員会経営計画（抜粋）	6
IV	「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」と各学校の 「スクール・ポリシー」	8
V	再発防止「岩手モデル」	11
VI	各校共通で取り組む指導の要点	13
1	岩手で、世界で活躍する人材の育成	16
2	確かな学力の育成	18
3	豊かな心の育成	30
4	健やかな体の育成	32
5	共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	34
6	いじめ問題への確かな対応と不登校対策の推進	35
7	学びの基盤づくり	37
VII	各校の経営計画により取り組む内容の指導の要点	
1	特別活動	41
2	総合的な探究の時間	41
3	学校図書館	41
4	国際理解教育	41
5	主権者教育	42
6	消費者教育	42
7	環境教育	42

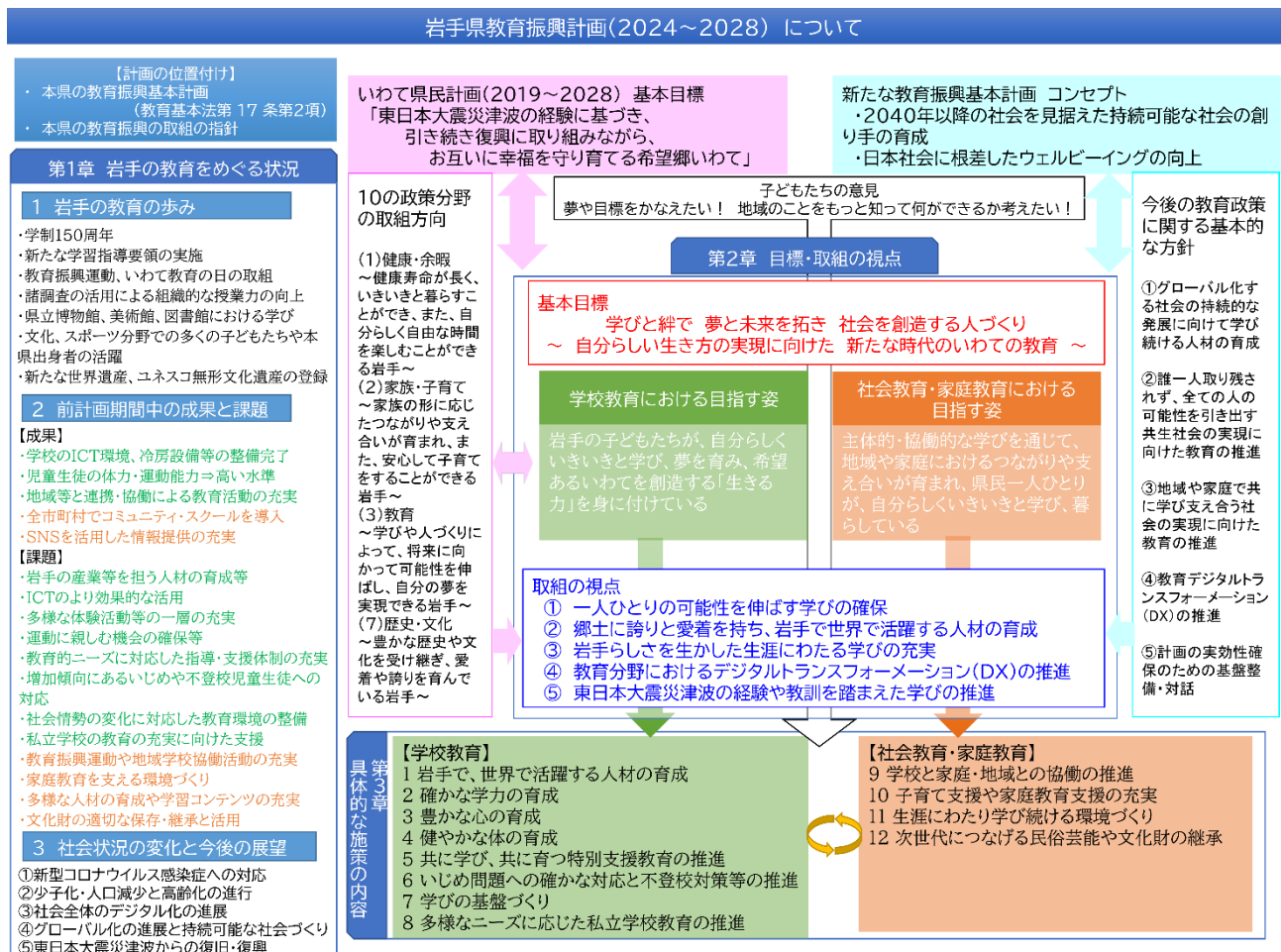
I 岩手県教育振興計画

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1073314.html>

県HP トップページ > 教育・文化 > 教育 > 教育一般 > 教育行政 > 岩手県教育振興計画
(2024～2028) の策定について

岩手県教育振興計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、令和5年6月に策定された国の新たな教育振興基本計画を参酌して策定する「本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

令和6年度～10年度の5年間を計画期間とし、今後5年間の教育政策の方向性や具体的な取組方針などを定め、本県の教育振興の取組の指針となるものです。



岩手県教育振興計画(2024～2028) について

◎岩手県教育振興計画(2024～2028) の具体的な施策の内容

【学校教育】

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - ① 「いわての復興教育」などの推進
 - ② キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
 - ③ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
 - ④ イノベーションを創出する人材の育成
- 2 確かな学力の育成
 - ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
- 3 豊かな心の育成
 - ① 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
 - ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
 - ③ 学校における文化芸術教育の推進
 - ④ 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
- 4 健やかな体の育成
 - ① 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
 - ② 適切な部活動体制の推進
- 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進
 - ① 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
 - ② 各校種における指導・支援の充実
 - ③ 教育環境の充実・県民理解の促進
- 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進
 - ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
 - ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
 - ③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
- 7 学びの基盤づくり
 - ① 安全・安心でより良い教育環境の整備
 - ② 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保
 - ③ 目標達成型の学校経営の推進
 - ④ 魅力ある学校づくりの推進
 - ⑤ 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
 - ⑥ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ⑦ 「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づく教職員の働き方改革
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
 - ① 各私立学校の建学の精神などに基づく特色ある教育活動の支援
 - ② 私立学校の耐震化の支援や教育環境の整備促進

【社会教育・家庭教育】

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
 - ① 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ② 豊かな体験活動の充実
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
 - ① 子育てや家庭教育に関する学習機会の提供
 - ② 子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
 - ① 多様な学習機会の充実
 - ② 岩手ならではの学習機会の提供
 - ③ 学びと活動の循環による地域の活性化
 - ④ 社会教育の中核を担う人材の育成
 - ⑤ 多様な学びのニーズに応じた拠点の充実
- 12 次世代につなげる民俗芸能や文化財の継承
 - ① 部活動や地域と連携した取組などを通じた民俗芸能の保存と継承
 - ② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

岩手県教育振興計画(2024～2028)の策定の参考とするため、子どもからの意見聴取を実施しました。

【意見聴取の概要】

- 1 対象

県内の学校に通う小学校5年生から高校3年生までに相当する個人またはグループ(特別支援学校、高等専門学校、専修学校を含む。)
- 2 方法

個人で所有する端末又は学校で配布されている端末等を利用したオンライン調査(無記名/任意)
- 3 期間

令和5年7月25日(火)～8月25日(金)
- 4 調査項目
 - ①校種
 - ②関心があるテーマと選択したテーマについての記述
 - ③ 回答数 3,965件

※ 国の新たな教育振興基本計画URL https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/

Ⅱ いわて県民計画（2019～2028）

URL <https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/index.html>

県HP トップページ > 県政情報 > 政策 > 政策推進 > いわて県民計画（2019～2028）

【基本目標】

東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて

（１）いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョン

長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするもので、令和元～10年度（2019年度～2028年度）の10年間を実施期間としています。

10の政策分野の1つに教育分野があり、主な指標や取組の方向性が示されています。

（２）いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（政策推進プラン）

長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策が示されたもので、第2期アクションプランは令和5～8年度（2023年度～2026年度）の4年間を実施期間としています。

高等学校に係る主な指標は、以下のとおりです。

◆いわて幸福関連指標

指 標 単位は一部を除き（％）	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 R8	実績(R5)		出 典
		R5	R6	R7		実績値	達成度	
人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合	62	66	67	68	70	63	D	県意識調査
高卒者の県内就職率 【商工労働観光部所管】	74.1	84.5	84.5	84.5	84.5	71.5	B	岩手労働局調査

◆具体的推進方策指標

Ⅲ 教育

指 標 単位は一部を除き（％）	現状値 （R3）	年度目標値			計画目標値	実績（R5）		出 典
		R5	R6	R7	R8	実績値	達成度	
【知育】 児童生徒の確かな学力を育みます								
教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合	—	53	86	87	88	85	A	学校教育室調べ
授業等でＩＣＴ機器を活用し、児童生徒にＩＣＴ活用について指導できる教員の割合	78	80	82	86	90	82	A	学校における教育の情報化の実態等に関する調査（文部科学省）

指 標 単位は一部を除き（％）	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 R8	実績(R5)		出 典
		R5	R6	R7		実績値	達成度	
諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合	—	53	80	81	82	79	A	学校教育室調べ
学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合	—	52	53	54	55	45	B	県意識調査
生徒の進路実現に向け、自校で設定した進路目標を達成できた高校の割合	66	67	68	69	70	69	A	学校教育室調べ
【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます								
多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合	—	90	90	90	90	86	B	県意識調査
学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合	—	90	90	90	90	91	A	県意識調査
「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合	84	85	85	85	85	82	B	岩手県子どもの読書状況調査
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合	68	77	79	82	86	76	B	県意識調査
話し合いの場で、互いの良さを生かしながら解決方法を決めている児童生徒の割合	—	83	84	85	86	82	B	県意識調査
【体育】児童生徒の健やかな体を育みます								
部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合	93.1	95.0	97.0	99.0	100	98.4	A	保健体育課調べ
共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます								
「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合	71	100	100	100	100	100	A	学校教育室調べ
交流籍の活用や学校間交流等により交流及び共同学習を実施した児童生徒の割合	66	68	70	72	74	68	A	学校教育室調べ
特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した小・中学校等及び高等学校の教員数（累計）	454	655	780	905	1,030	746	A	いわて特別支援教育推進プラン進捗状況調査

指 標 単位は一部を除き（％）	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値 R8	実績(R5)		出 典
		R5	R6	R7		実績値	達成度	
特別支援教育サポーターの登録者数	335	390	420	450	480	389	B	学校教育室調べ
いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります								
認知したいじめが解消した割合	98.1	100	100	100	100	97.8	B	学校教育室調べ
学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合	89	90	90	91	91	86	D	県意識調査
スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合	—	100	100	100	100	99	B	県意識調査
児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます								
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	19.0	75.0	80.0	85.0	90.0	79.7	A	生涯学習文化財課調べ
自分の住む地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある高校2年生の割合	50	75	75	75	75	70	B	学校教育室調べ
地域に貢献する人材を育てます								
自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合	45	47	49	51	52	49	A	県意識調査
将来希望する職業(仕事)について考えている高校2年生の割合	48	50	52	54	55	50	A	県意識調査
岩手県内に将来働いてみたいと思う企業がある高校生の割合 【商工労働観光部所管】	—	35.0	40.0	45.0	50.0	19.8	D	県意識調査
中学3年生、高校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合	49.0	51.0	53.0	55.0	57.0	48.5	D	英語教育実施状況調査 (文部科学省)

V 安全

指 標 単位は一部を除き（％）	現状値 (R3)	年度目標値			計画目標値	実績(R5)		出 典
		R5	R6	R7	R8	実績値	達成度	
消費者施策の推進								
消費者教育関連セミナー 受講者数（累計） 【環境生活部所管】	5,800	6,200	12,400	18,600	24,800	7,148	A	県民生活センター 調べ

※環境生活部所管指標：現状値は令和3年単年の値、目標値は令和5年からの累計

Ⅲ 令和7年度岩手県教育委員会経営計画（抜粋）

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1053411.html>

県HP トップページ > 教育・文化 > 教育 > 教育一般 > 教育行政 > 令和7年度岩手県教育委員会経営計画

岩手県教育委員会経営計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」と「岩手県教育振興計画」等の着実な推進を図るため、毎年度、県教育委員会として取り組む基本目標（運営方針）を定めるものです。

児童生徒が、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を身に付け、岩手の未来を切り拓いていけるよう、また、人生100年時代を迎えるに当たり、社会のデジタル化の加速に対応し、一人ひとりの人生が豊かで活気ある地域社会の形成に教育分野から貢献できるよう、学校教育や社会教育・家庭教育の推進を図っていきます。

本年度は、児童生徒への心のサポートや就学支援などの充実や、「いわての復興教育」などの一層の推進に取り組むとともに、子どもたちの視点からの学びの充実や、ICT等を効果的に活用した学習の質の向上、地域や地域産業との共創による魅力ある学校づくり、学校・家庭・地域が連携する仕組みづくりや、生涯にわたって学び続けられる環境づくりなどに取り組めます。

◆「いわて県民計画（2019～2028）」第2期復興推進プランに基づく東日本大震災津波からの教育の復興東日本大震災津波からの教育の復興

I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、防災・復興を支えるひとづくりの推進

〔重点事項〕

幼児児童生徒の心のサポート

安心して学べる環境の整備

「いわての復興教育」などの推進

◆「いわて県民計画（2019～2028）」第2期政策推進プラン・行政経営プラン及び「岩手県教育振興計画（2024～2028）」の着実な推進

I 学校教育の充実

〔重点事項〕

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

2 確かな学力の育成

3 豊かな心の育成

4 健やかな体の育成

5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

7 学びの基盤づくり

〔各重点事項の項目〕

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成	(1) 「いわての復興教育」などの推進 (2) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成 (3) 岩手と世界をつなぐ人材の育成 (4) イノベーションを創出する人材の育成
2 確かな学力の育成	(1) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 (2) 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 (3) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進
3 豊かな心の育成	(1) 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成 (2) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成 (3) 学校における文化芸術教育の推進 (4) 主権者教育などによる社会に参画する力の育成
4 健やかな体の育成	(1) 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実 (2) 適切な部活動体制の推進
5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	(1) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実 (2) 各校種における指導・支援の充実 (3) 教育環境の整備・充実・県民理解の促進
6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	(1) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処 (2) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進 (3) デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進
7 学びの基盤づくり	(1) 安心・安全でより良い教育環境の整備 (2) 生まれ育った環境に左右されない教育機会の確保 (3) 目標達成型の学校経営の推進 (4) 魅力ある学校づくりの推進 (5) 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保 (6) 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上 (7) 岩手県教職員働き方改革プランの推進

Ⅳ 「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」と各学校の「スクール・ポリシー」

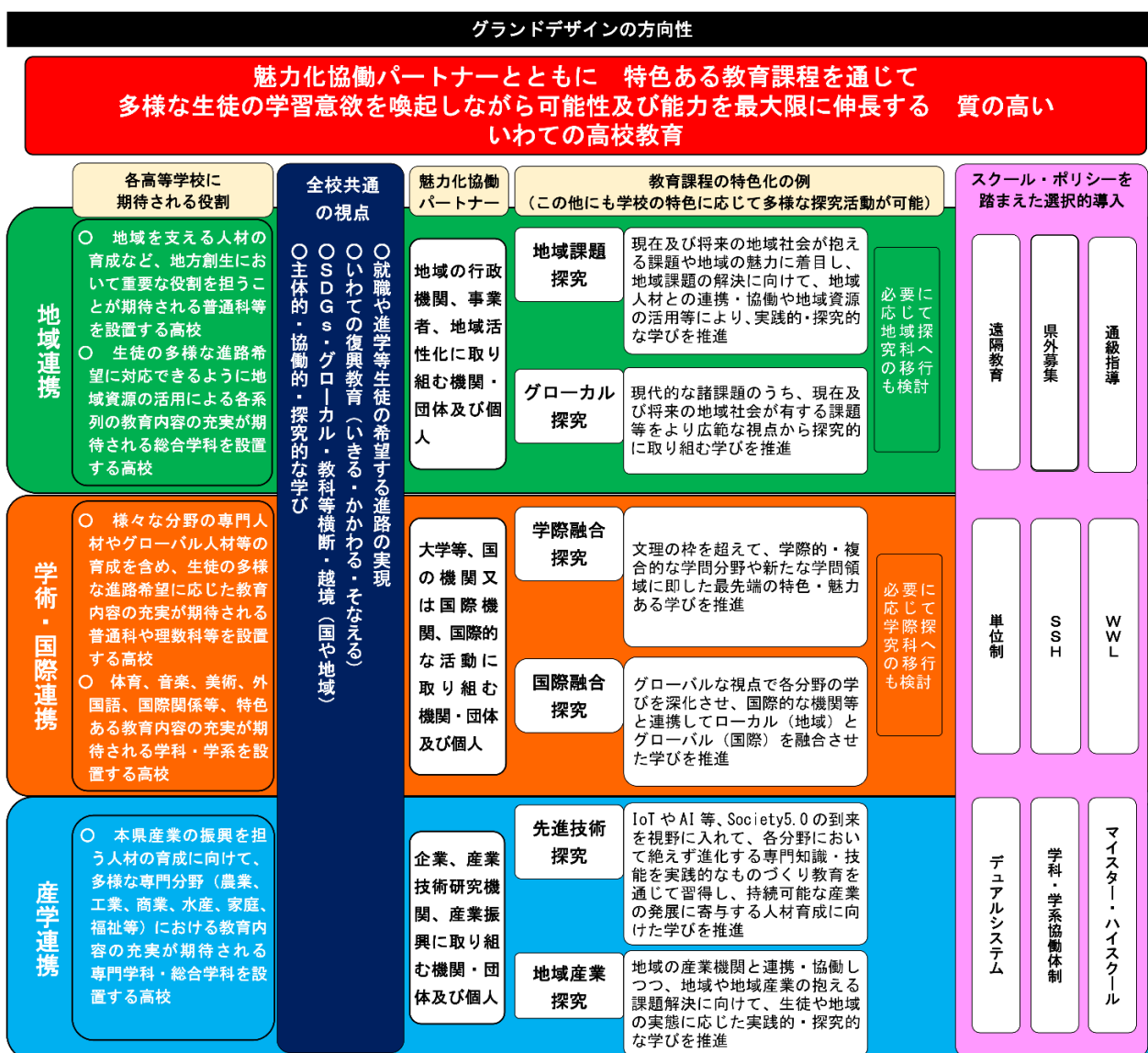
URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/koutou/1047683.html>

県HP トップページ＞教育・文化＞教育＞学校教育＞高等学校教育＞いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031（岩手県立高等学校に関するスクール・ミッション）の策定について

（１）いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031（岩手県立高等学校に関するスクール・ミッション）

令和３年３月に、中央教育審議会答申等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等が行われ、各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策として、各高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の「三つの方針（スクール・ポリシー）」を策定し公表すること並びに設置者が各高等学校に期待される社会的役割等の再定義を行うこと（スクール・ミッションの再定義）が望まれることが示されました。

県教育委員会が令和３年１０月に策定した「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」は、各県立高等学校が特色・魅力ある学校づくりを主体的に推進できるよう、今後の県立高等学校の在り方や関係機関と連携した特色ある教育課程の例等を示したもので、各学校の「三つの方針（スクール・ポリシー）」の策定における指針を示したものです。



（２）各学校の「三つの方針（スクール・ポリシー）」

各学校では、学校教育目標の達成や「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」に基づく特色・魅力ある教育の実現に向け、高等学校入学から卒業までの教育活動を体系的なものに再構築するとともに、持続可能な教育活動を担保するため、「三つの方針（スクール・ポリシー）」を策定し、「特色化・魅力化ビジョン」として公表しています。

「三つの方針（スクール・ポリシー）」は必要に応じて見直していくものであり、策定後は、スクール・ポリシーを踏まえて学校経営計画等各種計画を作成することにより、一体的な学校経営・運営を図ることが求められます。

●育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定めた基本的な方針。

- ※ 学習指導要領に示された、育成すべき資質・能力の３つの柱（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）を踏まえ、「何ができるようになるか」を意識すべきもの。
- ※ 定量的な目標（〇数が〇％等）ではなく、定性的な目標（〇〇を育成する等）とすべきもの。
- ※ 各教科・科目の単位修得と離れて独自の卒業要件を設定するものではないもの。

策定の意義や効果等	
生徒	【意義・効果】本方針に示された資質・能力を身に付けることを高等学校生活の目標の一つとすることができる。 【教育活動への活用例】 ・グラデュエーション・ポリシーを意識し、卒業時の姿から逆算して日々の教育活動へ取り組む。 ・キャリア・パスポート等を活用し、自らの学習履歴を振り返る際に、自己の成長を把握し、将来の見通しを持たせる。 ・大学入学者選抜や就職活動等における、自己アピール等に活用する。
教職員	【意義・効果】本方針に示された資質・能力を育成することを日々の教育活動の最終的な目標として、指導計画の策定や授業の改善等、より体系的な教育活動を行うことができる。 【教育活動への活用例】 各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動等の全体計画、年間指導計画等の立案において、グラデュエーション・ポリシーと連動した目標（資質・能力）を設定する。
その他	・入学希望者にとっては、明確化された卒業時の姿を学校選択時の参考情報として活用することができる。 ・関係機関にとっては、本方針を共有することで、教育活動の充実に向けて学校との連携・協働の方向性が明らかになる。

●教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）を達成するために、どのような教育課程を編成、実施し、学習評価を行うのかを定めた基本的な方針。

- ※ 探究的、教科横断的な学びを一層推進する観点から、カリキュラム・マネジメントに資するものとすべきもの。
- ※ 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）を達成するために求められる教育課程を編成・実施する観点から、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を意識すべきもの。

策定の意義や効果等	
生徒	【意義・効果】本方針を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉えることができる。
教職員	【意義・効果】 ・本方針に基づいて教育課程の体系化や各教科・科目の意味づけを行うことができる。 ・一貫した方針の下で年間指導計画の策定や授業の改善を行うことができる。 【教育活動への活用例】 ・カリキュラム・マネジメントの基盤として、教育課程の編成に加え、実施や評価の際の規準とする。 ・本方針と関連付けた各教科・科目等の年間指導計画、単元指導計画等の立案を行う。
その他	・入学希望者にとっては、明確化された卒業時の姿を学校選択時の参考情報として活用することができる。 ・関係機関にとっては、本方針を共有することで、教育活動の充実に向けて学校との連携・協働の方向性が明らかになる。

●入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

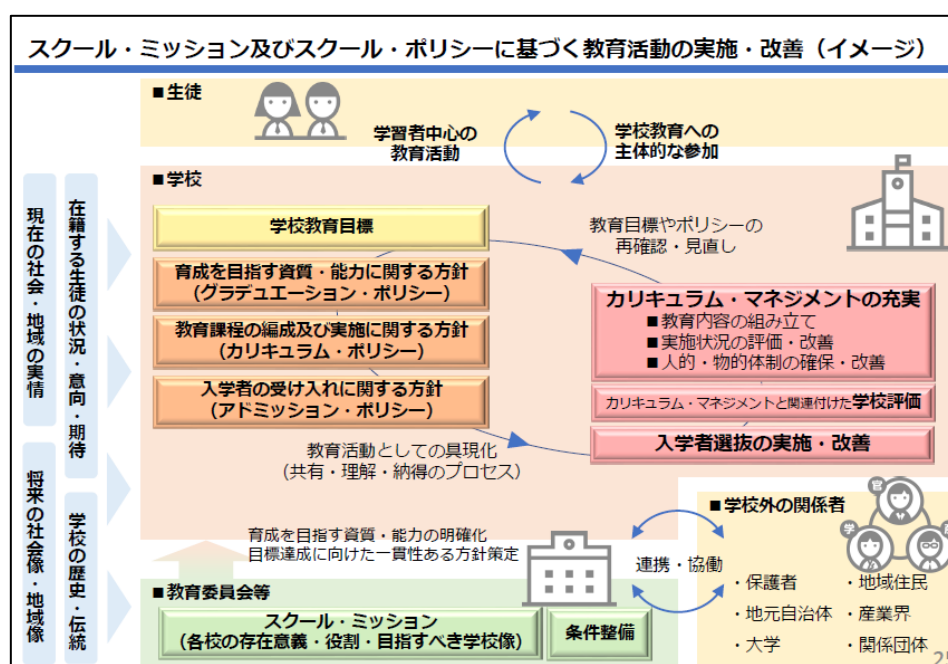
各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）と教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針。

※ 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしい内容とすべきもの。

※ 中学校学習指導要領に基づき、中学校教育を通して身につけられる資質・能力を基にして策定すべきもの。

※ 入学希望者の学ぶ意欲を喚起するものであるべきもの。

策定の意義や効果等	
入学希望者	学校選択時の判断基準や入学に向けた目標とすることができる。
中学校の教職員	進路指導を行う上での参考情報とすることができる。



〔文部科学省資料〕

V 再発防止「岩手モデル」

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/1057698/index.html>

県HP トップページ＞教育・文化＞教育＞教職員＞再発防止「岩手モデル」

再発防止「岩手モデル」～TSUBASA モデル～は、教職員等による不適切な指導の根絶を図るため、令和6年5月に策定されたものです。

各校では、教職員等全員で不適切な指導を許さない、見過ごさないという風土を醸成するとともに、管理職が個々の教職員等の児童生徒に対する指導の状況を把握し、適切な人事管理を行うことが求められます。

県教育委員会は、不適切な指導の根絶に係る取組や事案対応を学校任せにせず、積極的な情報共有と指導助言を行うとともに、より適切な対応をとることができるよう、これまでの組織体制や制度のあり方を見直すことも必要です。

このような考えのもと、これまで取り組んできたことに加え、次のような新しい取組を実施することなどにより、教職員等による不適切な指導の根絶を図るため、再発防止「岩手モデル」として取りまとめました。

【教職員等】

- ・ 教職員等全員が、本モデルが掲げる具体的な取組を理解したうえで児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。
- ・ 部活動に関わる教職員等全員が部活動指導者研修を受講する。

【管理職】

- ・ 不適切な指導の根絶を学校経営計画の重点目標の一つとする。
- ・ 部活動において、児童生徒や保護者等から、教職員等による不適切な指導の申し出があった場合、申し出の内容が明らかに不自然でない限り、当該教職員等を直ちに指導から外す。

【県教育委員会】

- ・ 岩手モデルを推進し、不適切な指導に対応する部署を新設する。
- ・ 部活動実績を評価項目としない高校入試制度を創設する。
- ・ 一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置する。
- ・ 県教育委員会及び学校における本モデルの推進状況や事案への対応状況について、外部専門家による点検を定期的に行う。

再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～ 概要

令和6年5月 岩手県教育委員会

第1章 再発防止「岩手モデル」策定の経緯

平成30年 7月 県立高校生自死事案発生

平成30年10月 第三者による調査委員会設置

令和 2年 7月 調査委員会が県教委に調査報告書提出

再発防止に向け3つの方針を提言

(1)悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築 (2)生徒の主体性を育む指導体制の構築 (3)提言に基づく「岩手モデル」の策定と発信

令和 2年11月 再発防止「岩手モデル」策定委員会設置

設置の目的：教育職員等の体罰・ハラスメント事案及び当該事案に関連する児童生徒の自死事案の再発防止

令和 6年 5月 再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～ 策定

第2章 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方

「なぜこのような事案が起こったのか、なぜ学校や県教委は防ぐことができなかったのか」について調査・確認等を行い、不適切だった点を整理し、再発防止に向けた基本的な考え方を提示

<再発防止に向けた基本的な考え方>

教 職 員 等	○ 管理職を含めた教職員全員に対する不適切な指導に係る正しい認識の普及徹底
学 校 (管 理 職)	○ 教職員等による不適切な指導が疑われた際の学校における適切な初動対応の徹底 ○ 不適切な指導を行った教職員等を指導に携わらせないことの徹底 ○ 学校における主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり ○ 校長間(異動元と異動先、前任と後任)の適切な引継ぎの徹底
県 教 育 委 員 会	○ 教職員等による不適切な指導(疑い含む)が判明した際の学校と県教育委員会との連携体制の明確化 ○ 教職員等に係る情報管理や人事管理に係る体制の確保

第3章 再発防止に向けた取組

※ 詳細は次ページ

1 不適切な指導の禁止	2 不適切な指導の根絶に向けた取組	3 不適切な指導の情報を把握した際の対応
4 人事管理	5 部活動についての具体的な取組	6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組
7 援助希求についての具体的な取組	8 研修一覧	9 相談機能の充実
10 モデルのモニタリング及びアップデート		

第4章 今後の検討事項

○授業や部活動など校内の常時録音・録画

資料編

○検討経過・関係法令等

第3章 再発防止に向けた取組(主な取組)

1 不適切な指導の禁止	➢不適切な指導を、「暴力」「不適切な言動」「性暴力・セクシュアルハラスメント」の3つに整理し、具体例や生じる責任を提示		
2 不適切な指導の根絶に向けた取組	教職員等の責務と取組 ■教職員等は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える存在であることを自覚する。 ■教職員等一人ひとりが意識を改革し、児童生徒の成長段階や個々の状況に寄り添った適切な指導方法を身に付ける。 ➢子どもの権利条約等についての理解を深め、個人として尊重した教育活動を行う。 ➢児童生徒との信頼関係を理由に、心身に苦痛を与える指導を正当化しない。 ➢本モデルの具体的な取組を理解した上で、児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。	管理職の責務と取組 ■児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを担い、教職員等一人ひとりの指導力の向上を支援する。 ■管理職自身が指導のあり方について正しく認識し、不適切な指導を決して許さない職場風土を醸成する。 ➢学校経営計画の重点目標に不適切な指導の根絶に係る目標・取組方針を示す。 ➢自分事として捉えるよう研修内容を工夫し、教職員間で情報交換の機会を積極的に持つ。 ➢教職員等に日常的に声かけを行い、適時、適切な指導・助言を行う。	県教委の責務と取組 ■児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを支援し、教職員等に対し、高い倫理観と規範意識を持つよう徹底する。 ■不適切な指導があった場合は、学校と連携して迅速で正確な状況把握に努め、厳正に対処する。 ➢管理職等のリスクマネジメントに関する資質・能力向上を目的とした研修を実施する。 ➢校長の運営管理、人事管理、危機管理等の状況を確証し、本モデルの徹底を指導する。 ➢懲戒処分を受けた教職員等に、誓約書を提出させ、1年間の事後研修を実施する。
3 不適切な指導の情報を把握した際の対応	➢初動対応フローやマニュアルに沿って事実確認を行い、学校と県教委が情報共有を図る。 ➢児童生徒が安心できる環境を確保した上で丁寧に聴き取り、事実を確認する。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、ケアを行う。 ➢教職員等が不適切な指導を否認する場合には、当該教職員等からの聞き取り内容のみではなく、複数の情報から判断し、事実を確認する。 ➢日頃から、些細なこと、疑いの段階でも管理職に報告、相談する意識を持つ。	➢情報があった場合、内容を正確に記録し、過小な評価をせず、事実確認に取り組む。	➢不適切な指導に対応する服務管理監を新設し、岩手モデルを推進する。
4 人事管理		➢部活動において不適切な指導の申し出の内容が明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外す。 ➢不適切な指導があった場合の状況や対応等については、全ての記録を学校で保管し引き継ぐ。	➢各校の所属教職員等の情報について、校長、服務管理監、教職員課で情報共有を徹底する。 ➢人事異動において、異動対象者の指導上の課題等を、校長と県教委の間で十分に情報共有し、県教委は異動先の校長に正確に伝える。
5 部活動についての具体的な取組	➢大会等で勝つことのみを目指す指導ではなく、スポーツ・文化科学等に親しむ基礎を培う。 ➢一人ひとりの意識を改革するため、部活動に関わる教職員等全員が指導者研修を受講する。	➢生徒の意思に反して強制的に部活動に加入させない。 ➢部活動指導員、外部指導者の任用に当たり、教育的意義、服務の遵守等の研修を行う。	➢スポーツインテグリティの視点に立った研修を実施する。 ➢各種通知を発信し、安全・安心な学校部活動を推進する。
6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組	➢生徒が主体的に進路を選択できるよう、生徒や保護者と面談を重ね、支援する。	➢生徒自身が主体的に選択した進路であることを組織的に確認する。	➢生徒が主体である進路指導・キャリア教育の徹底を図る。
7 援助希求についての具体的な取組	➢児童生徒の些細な変化を見逃さず、悩みや不安を教職員等で情報共有し、対応にあたる。	➢児童生徒の相談内容に応じて、適宜関係機関等と連携を図る。	➢スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など必要な支援を行う。
8 研修一覧	➢学校内外における「不適切な指導の根絶に向けた研修」「進路指導・キャリア教育に係る研修」「援助希求に係る研修」等を提示。		
9 相談機能の充実	➢「公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口」を設置し、相談窓口を一元化する。一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置する。		
10 モデルのモニタリング・アップデート	➢学校及び県教委における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等について「自己点検」と「外部専門家によるモニタリング」を行う。 ➢モデルと国の動向・学校の実態との整合を検証し、必要に応じた改正を行う。		

VI 各校共通で取り組む指導の要点

岩手県教育振興計画を踏まえて各校共通で取り組む内容について、学習指導要領等では、次のように示されています。

■ 学習指導要領（平成 30 年告示）

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm（「生きる力」で検索）

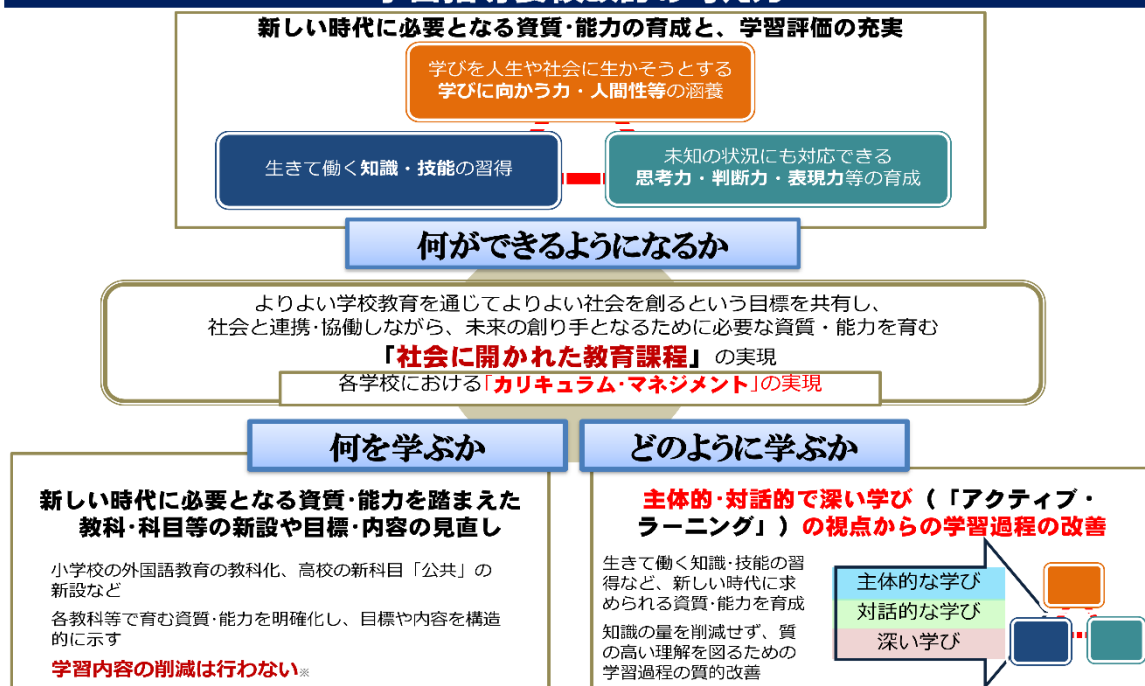
これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

学習指導要領改訂の考え方



※高校教育については、修末な事実的知識の確記が大学入学選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」） の視点からの授業改善について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



主体的な学び
対話的な学び
深い学び



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

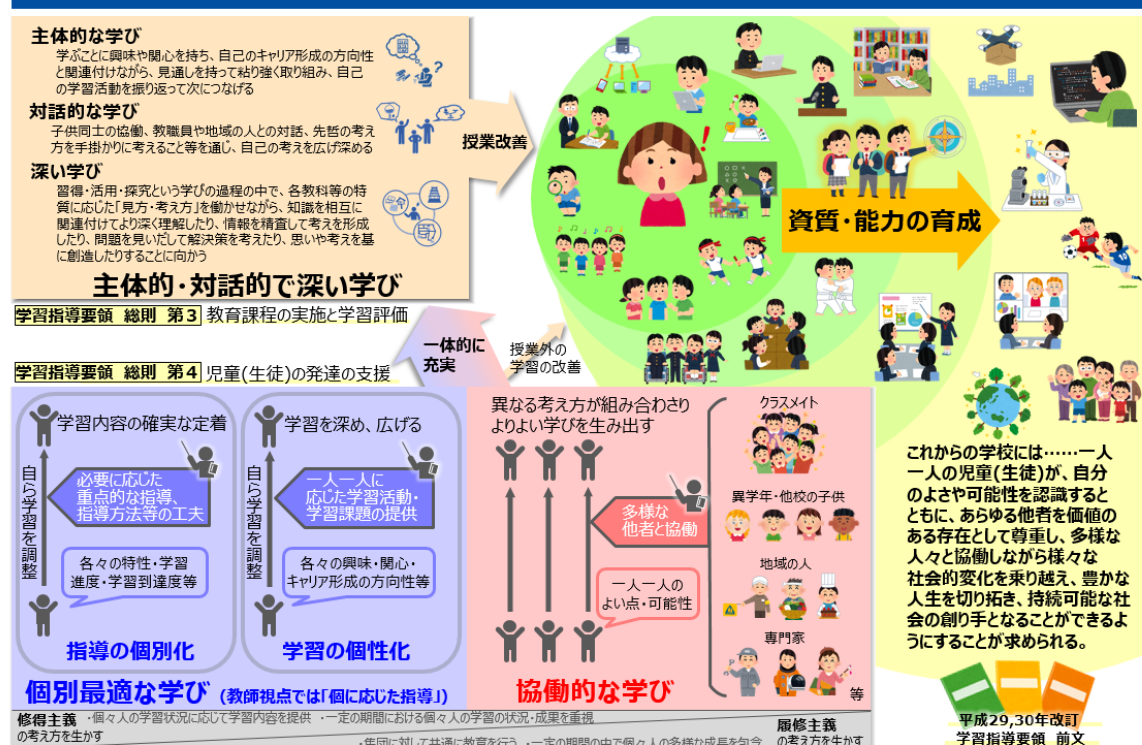
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext_01317.html（「個別最適な学び」で検索）

学校教育の情報化が進められている状況を踏まえて、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めるためには新たに学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められています。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科教育課程部会）に基づき、概念を簡略化・図等として整理したものである。

■ 指導と評価の一体化（学習評価に関する資料）

学習評価は、学校における教育活動に関し、生徒の学習状況を評価するものです。生徒の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、また、学習指導要領の趣旨を実現するためには、学習評価の在り方が極めて重要です。

学習評価を真に意味のあるものとし、指導と評価の一体化を実現することがますます求められています。

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）

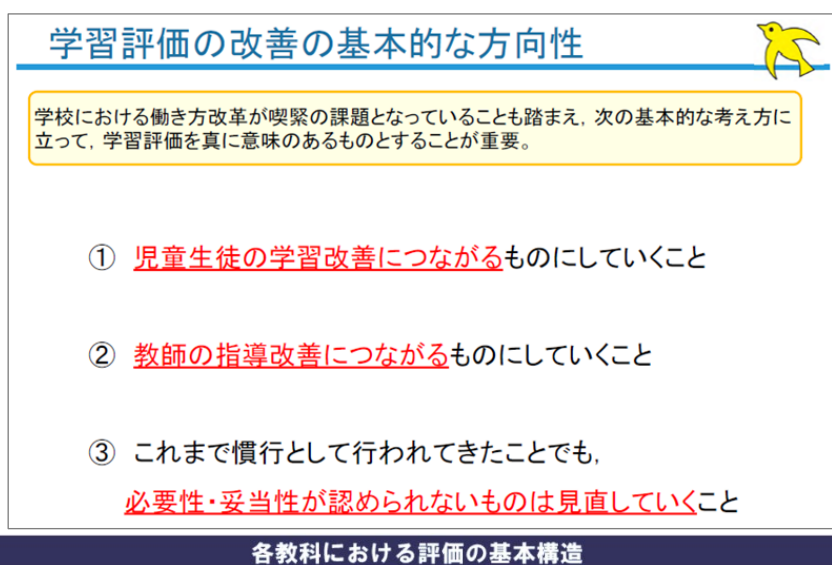
学習評価の基本的な考え方や、各教科等における評価規準の作成及び評価の実施等について解説しているほか、各教科等別に単元や題材に基づく学習評価について事例を紹介。

URL <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

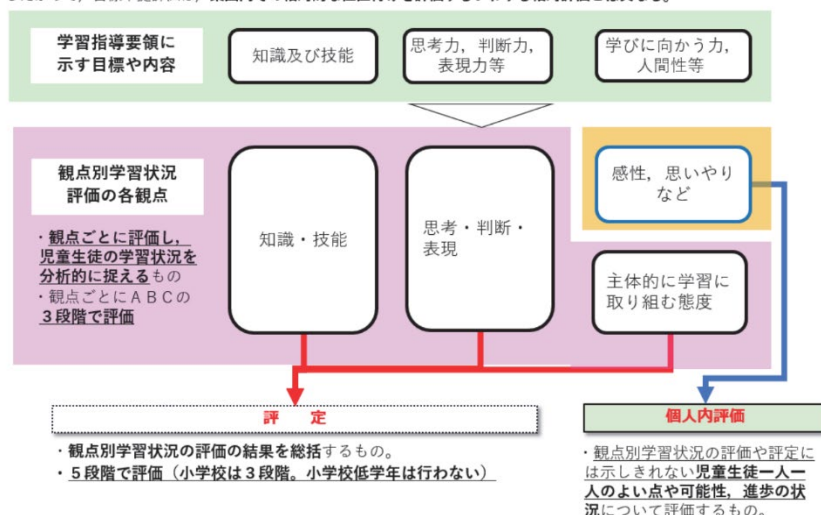
・「学習評価の手引（令和4年2月改訂）」（岩手県教育委員会）

国立教育政策研究所の参考資料（上記）を踏まえて、学習評価の基本的な考え方や、本県における学習評価の進め方、総合的な探究の時間の評価、特別活動の評価について説明。

保管先 全県フォルダ > 01_情報共有1（県教委・センター）【保存期限1年】 > 県教委 > 学習評価の手引



・各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標基準評価）
・したがって、目標基準評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。



1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

(1) 復興教育の推進

いわての復興教育

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>



◆「いわての復興教育」の定義◆

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（【いきる】【かかわる】【そなえる】）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとしている。

◆「いわての復興教育」の推進◆

「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進する。
- 各学校は、3つの教育的価値にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行う。
 - 【いきる】 生命の大切さ、心のあり方、心身の健康など
 - 【かかわる】 人の絆の大切さ、地域づくり、社会参画など
 - 【そなえる】 自然災害の理解、防災や安全など



- 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、生徒が復興・発展への「思い」を共有する活動・取組を行う。

また、震災の教訓を次世代へ継承する活動・取組を充実させる。

「いわての復興教育」副読本の活用による復興教育の推進

- 復興教育副読本の活用により、「いわての復興教育」プログラムと教育活動を結び付け、地域と連携した教育の推進を図る。
- 各教科等の学習活動において、「いわて震災津波アーカイブ～希望～」や防災教育教材を効果的に活用し指導の充実を図る。



◆家庭・地域と連携した復興教育の推進◆

学校と地域（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、関係機関・団体等の幅広い地域住民等）が連携・協働し復興教育の充実、推進を図る。

<推進のポイント>

- ・ふるさとへの誇りや愛着を育てる取組の充実
- ・家庭・地域、関係機関・団体、異校種の学校等との連携の充実
- ・日常生活とのつながる取組の充実

◆地域の実情に合わせた防災教育の充実◆ ～学校安全のねらいを踏まえて～

【そなえる】取組を具体的に年間計画に位置づける

- 学校安全計画等に、懸念される災害等に対する【そなえる】取組をより具体的に盛り込み、自分の生き方やあり方（【いきる】【かかわる】）につなげる防災教育を充実させる。

家庭・地域・関係機関・学校間等と連携した【かかわる】防災教育の充実

- 防災教育の推進にあたり、家庭・地域・関係機関・異校種の学校等が連携・協働し、自他の命を守り抜く力【いきる】と「共助」【かかわる】の精神を育成する。

(2) キャリア教育の推進

キャリア教育指針

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/career/1031141.html>

本県のキャリア教育は「児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育むこと」としています。

◆キャリア教育で育成すべき能力◆

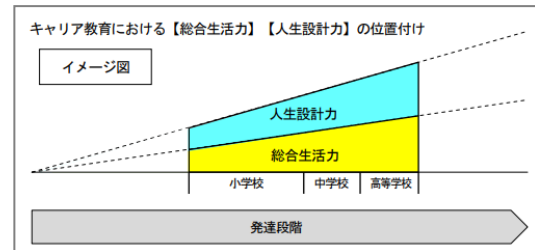
キャリア教育で育成すべき能力を「総合生活力」と「人生設計力」の二つとする。

◇「総合生活力」

将来の社会人・職業人として自立して
生きるために必要な能力

◇「人生設計力」

主体的に人生計画を立て、進路を選択
し、決定できる能力



◆発達段階に応じたキャリア教育◆

- ア 小・中学校で育んだ「総合生活力」と「人生設計力」を基礎に、新たな学習や体験を積み重ね、自らの「総合生活力」を客観的に評価し、その向上を図るとともに、「人生設計力」を確立させる。
- イ 高等学校卒業後に就職する生徒には、「社会人・職業人として自立できる実践的な知識・技能・態度を育む教育」が重要である。
- ウ 高等学校卒業後に進学する生徒には、大学等卒業後の社会生活を意識した、「自立に向けた自己の将来を考えさせる教育」が重要である。
- エ 体験的な学習を通して社会と職業への理解を深め、社会人・職業人として自立できるように「総合生活力」と「人生設計力」をバランス良く育成することが必要である。
- オ 「いわてキャリア教育指針【改訂版】」に基づく全体計画により、学校の教育活動全体を通じ着実に取り組み、全体計画については生徒の実態に合わせて毎年度見直しを図る。
- カ 生徒自らが「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」ために、「キャリア・パスポート」を活用する。

◆体験的な学習の充実◆

- ア 地域や学校の実情を考慮し、産業界、ハローワーク、ジョブカフェ等関係機関などと連携を図り、インターンシップ（就業体験）、職業人インタビュー、企業訪問、企業説明会、大学や企業の研究などの機会を積極的に設ける。
- イ 体験的な学習活動が一過性の活動にならないよう、目指す生徒像を明確にし、事前・事後の指導を充実させながら組織的に取り組む。

◆進路指導の充実◆

- ア 進路指導は、卒業後の進路先を決めることのみを目的とするものではないことから、単なる「出口指導」を脱却し、生徒自らの意志で主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的な進路指導体制の充実を図る。
- イ 進路目標や具体的な進路希望先を見いだせない生徒に対しては、個別面談等を通して困り感を丁寧に聞き取るなど、生徒一人一人に寄り添った個別支援の充実を図る。
- ウ 総合的な探究の時間や特別活動等を通して、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考え、社会人・職業人として自立ができるように系統的な指導の充実を図る。
- エ 就業支援員や県内就業・キャリア教育コーディネーター、関係機関、産業界と連携を図りながら、生徒の就業支援を充実させる。
- オ 学校と地域企業や関係機関等との連携・協働による体験的な学習等を通して、本県の産業界の果たしている様々な役割などを理解する取組の充実を図る。

2 確かな学力の育成

- 取組の方向性
- ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
 - ② 生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
 - ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

(1) 確かな学力育成プロジェクトの推進

ア 確かな学力育成プロジェクト

「確かな学力育成プロジェクト」とは、学校の組織的な取組を土台とした全県共通取組を通して、本県の生徒の確かな学力を育くむことを目指すものである。

イ 目標 つまずきを生かした生徒一人ひとりの資質・能力の向上

学習指導要領では、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力の育成を一層確実にすることを狙っている。このことを踏まえ「確かな学力育成プロジェクト」では、日々の授業や諸調査から明らかになった生徒の「つまずき」に着目し、生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことを通して、生徒一人ひとりの資質・能力の向上を図る。

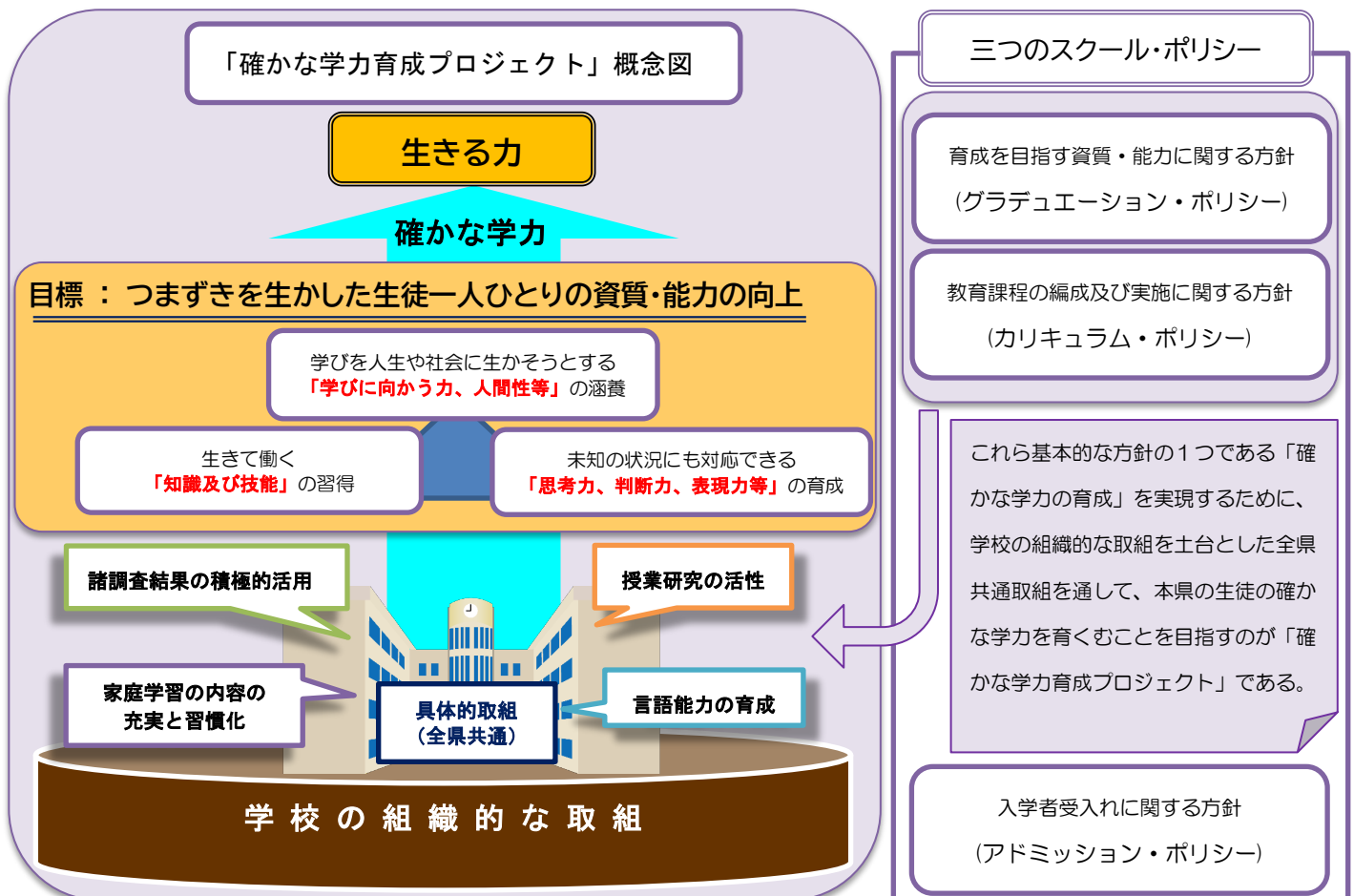
ウ 重点 学校の組織的な取組を土台とした全県共通取組

- 諸調査結果の積極的活用
- 授業研究の活性化
- 家庭学習の内容の充実と習慣化
- 言語能力の育成

エ 学校の組織的な取組についての考え方

確かな学力の育成は、教育課程全体を通して、豊かな心、健やかな体を育くむことと相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであり、全ての教職員参画の下で組織的で計画的な教育活動が求められる。このことから、各学校の組織運営が極めて重要であり、引き続き本県が目指す組織的な取組を以下のように捉え、「学校の組織的な取組」を一層推進していく。

校長のリーダーシップの下で、校内の運営体制を構築し、学校が設定したスクール・ポリシー等の具体的な目標の達成に向けて、主任層が効果的に機能・連携しながら全職員で継続的に検証改善に取り組むことで、生徒の資質・能力の向上を図る。



■ 諸調査結果の積極的活用による検証改善サイクルの構築と確立

＜具体的取組＞

- 校長のリーダーシップの下で、自校のスクール・ポリシー等「指導計画」に基づいて、主任層が中心となり、年間を通した検証改善サイクルを生かし、資質・能力の育成を図る。
- 諸調査（意識調査、単元テスト、定期テスト、各校独自のアンケート等を含む）を活用し、学年や教科を超えた課題を洗い出し、全教職員で課題解決を図る。
- 各教科で解決すべき課題について、教科担当を中心に校種や学年を超えた学習内容等の系統性を踏まえた課題解決を図る。そのため、育成された「資質・能力」を使って「内容」を深める指導を効果的に行うこと。

■ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業研究の活性化

＜具体的取組＞

- 資質・能力の育成に向け「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」等の視点を踏まえ、目標や指導事項等を明確にした授業づくりを実践する。
- 研究協議では、単元を通じて生徒に身に付けさせたい資質・能力が身に付いたのか、課題は何かを検証し、教育課程を軸に「教科教育等の専門性」について共通理解を図る。
また、各教科等の「主体的な学び」の視点、「対話的な学び」の視点、「深い学び」の視点からの授業改善について学び合う場を設定する。
- 授業研修会や互見授業の目的、授業を見る視点等を校内で共有し、授業づくりについて校内の人材を積極的に活用しながら学年や教科を超えて教師同士が学び合う場を設定する。
(例) 校内で指導助言を体験する / 授業研究会後の生徒の学習改善や教師の授業改善について、主任層等による支援やフィードバックを継続的に行う
- 資質・能力の育成に向け、生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとして ICT を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導の在り方を検討し実践に生かす。

■ 学習の基盤となる言語能力の育成

＜取組のポイント＞

- 教育課程全体で言語活動※を充実させるとともに、各教科等の特性を生かし「内容」を深める指導の充実を図ること。
※ 言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動である。
- 授業においては、各教科等の指導のねらいを明確にした上で、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、言語活動を適切に位置付けること。
- 言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めること。

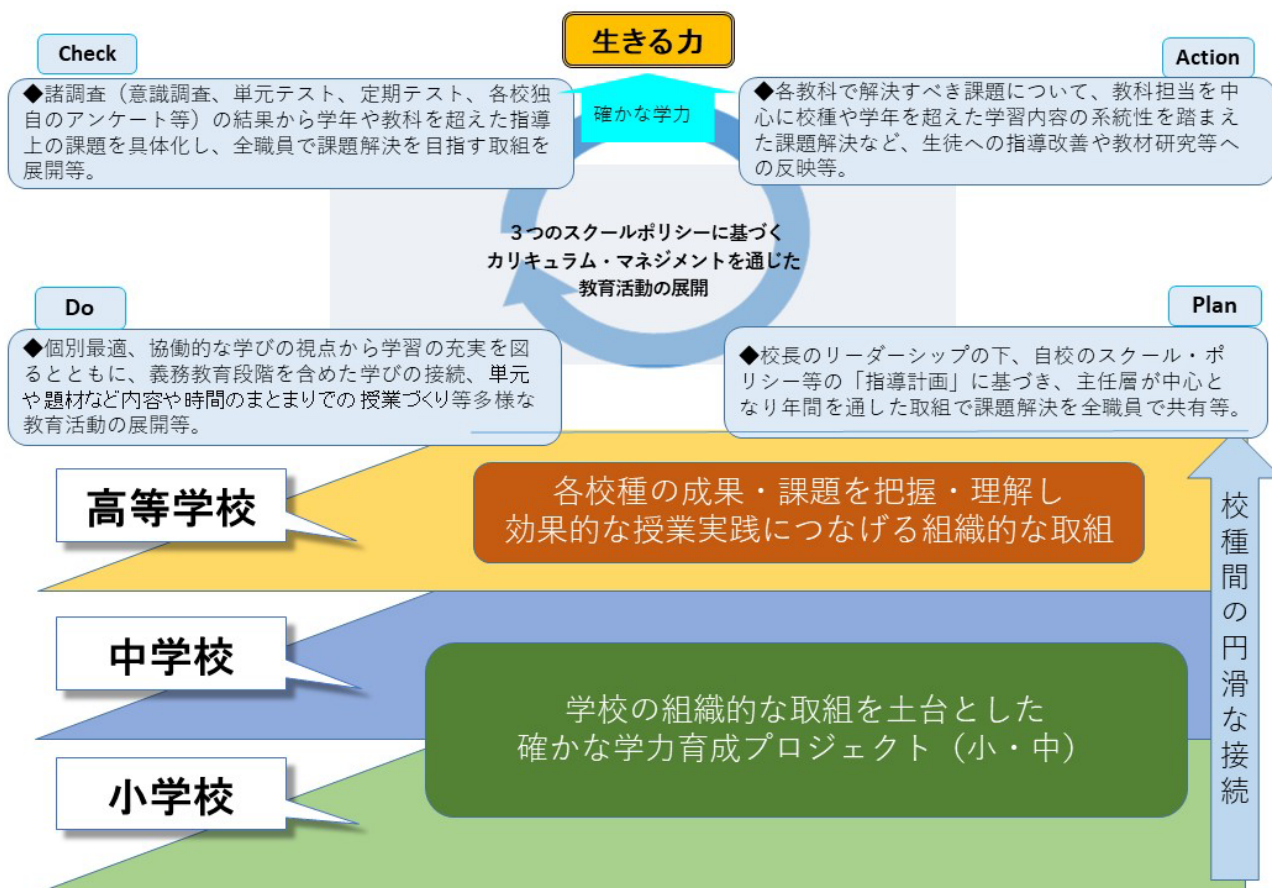
■ 生徒の学力や興味・関心を考慮した家庭学習の内容の充実と習慣化

＜取組のポイント＞

- 学習習慣の確立に向け、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、生徒の学力や興味・関心に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりする指導の充実を図ること。
- 生徒一人ひとりの可能性を伸ばす観点から、家庭学習の内容については、画一的な取組に偏らないよう配慮するとともに、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
- ICT の活用の在り方については、新たな学びのツールとして、校内で共通理解を図った上で、保護者の理解と協力を得ながら活用の充実を図ること。
- 基礎的・基本的な内容の定着に向けた学習や、自主的・自発的な学習については、自ら目標を設定し、実行し、内容や取組方法等を振り返って自己調整しようとする態度を尊重すること。

(2) 中高の学びの連携・接続を踏まえた高等学校の取組

高等学校の確かな学力の育成に向けて、校長のリーダーシップの下で、校内の運営体制を構築し、学校が設定したスクール・ポリシー等の具体的な目標の達成に向けて主任層が効果的に機能・連携しながら全職員で継続的に検証改善に取り組むことで、生徒の資質・能力の向上を図る。



【参考】 中学校教育と高等学校教育の接続

- （中略）「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められる。義務教育を行う最後の教育機関としての役割を担う中学校においては、小学校6年間の学びを中学校での学びにつなげ、義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力をしっかりと育成した上で、高等学校の学びにつなげていく視点を一層重視していくことが求められる。
- 高等学校においては、必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成して、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るなど、生徒の学習課題に応じた学習の基盤づくりを行い、高等学校段階の学びの共通性の確保を確かなものにしていくことが求められる。
- （中略）中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択するということはないため、高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要である。

＜中央教育審議会答申（平成28年12月）＞

【参考】高等学校教育の基本

○（中略）初等中等教育がその強みを発揮し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を生徒に育み、大学教育など高等教育の在り方や、社会生活の在り方につなげていくことである。とりわけ社会への出口に近い高等学校が、初等中等教育の総仕上げを行う学校段階として、子供たちに必要な資質・能力とは何かを明確にし、それをしっかりと育み次につなげ、生涯にわたって学び続けることの意義を生徒が見いだせるようにしていくこと。

○（中略）高等学校の教育課程の在り方については、各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「**共通性の確保**」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「**多様性への対応**」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育んでいくことが重要である。

＜中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）＞

【参考】高等学校における単元や題材など内容や時間のまとまりでの授業づくり(例)

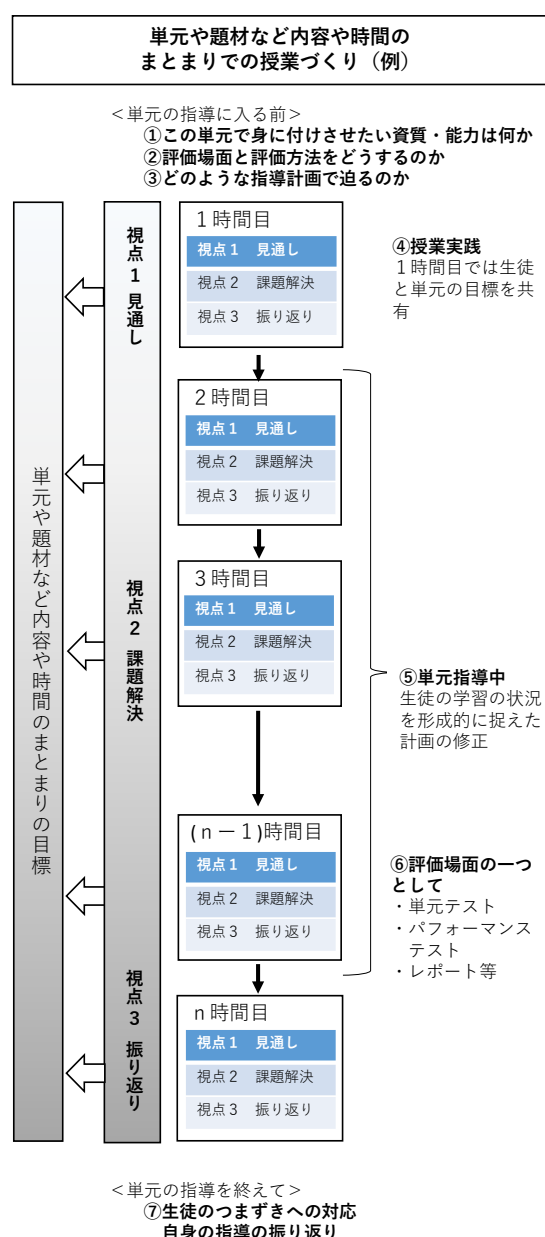
学習指導要領総則では、「各教科等の指導内容については、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら**、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること」と示されています。

また、学習評価においても「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら**評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」とされています。

右図はその趣旨を踏まえた単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した授業づくりの構想例です。本県では、「いわての授業づくり3つの視点」が授業づくりの基本として定着してきていますが、1 単位時間のみならず、長期的な視点で生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業を構成し、実践するとともに、指導した結果について指導と評価の一体化の視点から協議することを通して、生徒の資質・能力の向上を目指します。（※指導と評価の一体化については P. 12 参照）

互見授業や授業研究会の視点(例)

1. 単元で身に付けさせたい資質・能力は何か
2. 1の達成に向けて、本時はどのように有効であったか
3. 1の達成に向け、本時やこの後の指導計画の改善点は何か
4. 評価方法は妥当か 等



「いわての授業づくり3つの視点」

視点1「学習の見通し」

■生徒の姿■

- 1 自らの気づきや考え、学習経験などを基に、友だちや先生との対話を通して、主体的に学習課題を見出している。
- 2 課題解決に向けて、既習事項（用いるもの）や、考え方（用い方）を確認し、解決方法や結果を予想している。

【授業づくりのポイント】

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、育成を目指す資質・能力を生徒の姿で具体化する。
（目標と評価規準の明確化）
- イ 生徒の気づきや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。
- ウ 生徒が、課題解決の方法や過程についての見通しをもったり、振り返ることができるように構造的な板書（キーワードを示す等）を計画する。（視点1～3に共通）

視点2「学習課題を解決するための学習活動」

■生徒の姿■

- 3 わからないところは自分で調べたり、友だちや先生に質問したりして、見通しをもって主体的に課題解決に取り組んでいる。
- 4 自分の考えを、友だちの考えと比べながら見直し、よりよい考えに修正しながら、理由や根拠がわかるように表現している。

【授業づくりのポイント】

- エ 生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。
- オ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、生徒が粘り強く取り組めるようにする。
- カ 目的に応じて、ペア等のグループ活動を位置付け、生徒が対話的な学びを通して、自分の考え等を評価したり・改善（自己調整）したりすることができるようにする。

視点3「学習の振り返り」

■生徒の姿■

- 5 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、できるようになったことやできなかったことなど、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- 6 評価問題等を通じて身に付けたことを振り返り、課題解決の達成感や学習内容の有用感を感じながら、次時の学習や今後の生活に結びつけている。
- 7 自身の学ぶ態度（粘り強さ、自己調整力等）に変容を自覚している。

【授業づくりのポイント】

- キ 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。
- ク 評価問題や、生徒の自己評価・相互評価等により、生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

(3) 情報活用能力の育成

- 問題の発見・解決や情報モラル等の指導の充実
- 問題の発見・解決に向けたICTの効果的な活用
- 情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度の育成

ア 情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

イ ICTの活用

ア 教育効果を高めるためのICTの効果的な活用

イ 校内研修会等による教員のICT活用指導力の向上

ウ Microsoft365の活用

Microsoft アカウント(全教員及び生徒に配付済み(@iwate-ed.jp))による、授業等でのMicrosoft Teamsの活用

<県のサポート体制>

○ GIGA スクール運営支援センター

- ・ 学校訪問研修
- ・ 各種マニュアル、研修テキスト、ICT活用事例等の掲載

<URL> <https://iwate-giga.com> ユーザー名: iwateed パスワード: giga2022iwate

エ 「いわての情報活用能力体系表」の活用

育成すべき情報活用能力を具体化し、資質・能力の三つの柱に沿って整理した「いわての情報活用能力体系表」を活用し、各校種の発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

【総合教育センターのホームページに掲載の資料】

- I … 体系表を活用した情報活用能力育成のポイント
- II … いわての情報活用能力体系表例【全体版】
- III … いわての情報活用能力体系表例【各校種版】
- IV … 情報活用能力を育成する場面の例
- V … 情報活用能力育成の指導事例
- VI … 【参考】情報活用能力体系表例(文部科学省 IE-School)

※ホームページへの
リンクは29頁に
掲載しています。

いわての情報活用能力体系表例 各校種別版（高等学校）

R5.04.01

資質・能力	想定される学習内容	高等学校
A 知識及び技能	基本的な操作等	01 効率よくキーボード入力を行うことができる。
		02 クラウド上に共同ファイルを保存することができる。
		03 目的に応じて適切なアプリケーションを選択し、操作することができる。
		04 クラスまたはグループで1つのファイル上で同時編集することができる。
	問題解決・探究における情報活用	05 インターネットから得られた情報が正しいかどうか判断することができる。
		06 数的に調査するための方法を理解することができる。
		07 主張と論拠、主張とその前提や反証、個別と一般化などの情報と情報の関係を理解することができる。
		08 情報のある基準をもとに識別化し、整理する方法を理解することができる。
		09 統計的な情報の整理・分析の方法を理解することができる。
		10 目的に応じてグラフ化し、そのグラフから得られた情報の傾向と変化を客観的に捉える方法を理解することができる。
		11 情報をグループ別に分ける方法を理解することができる。
		12 WebページやSNS等を使って発信・交流する方法を理解することができる。
		13 安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法を理解することができる。
		14 モデル化やシミュレーションの結果をもとに情報を活用する計画を立てる手順を理解することができる。
		15 様々なデータや情報技術の活用方法について見直し、改善する手順を理解することができる。
	プログラミング	16 社会に情報が流れる仕組みについて科学的に理解することができる。
		17 社会に情報を伝える手段を理解することができる。
		18 コンピュータ内部におけるデータの処理方法について理解することができる。
		19 社会でどのようにコンピュータが役立てられているか理解することができる。
		20 インターネットにおける情報通信のルールと方法を理解することができる。
		21 コンピュータや外部装置の仕組みや特徴等を理解することができる。
		22 問題発見・解決のためのプログラムの制作とモデル化を理解することができる。
		23 データを処理するための方法を理解することができる。
	情報モラル・情報セキュリティ	24 情報システムの役割や特性とその影響、情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解することができる。
		25 情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響を理解することができる。
		26 情報に関する個人の権利とその重要性を理解することができる。
		27 情報に関する法規や制度を理解することができる。
		28 必要に応じた情報セキュリティの対策・対応を理解することができる。
		29 デジタル化された情報の改ざんや漏えいを防ぐ手段を理解することができる。
		30 情報社会における自他の責任や義務を理解することができる。
		31 健康の面に配慮した日常的な情報メディアの利用方法を理解することができる。
		32 問題を解決するための条件を踏まえ、情報を活用した計画を複数立案し、他者と協力しながら試行錯誤と評価・改善しながら実行することができる。
B 思考力・判断力・表現力等	問題解決・探究における情報活用	33 分析の目的等を踏まえて、どのような情報が必要か考え、検索・検証し、情報を統計的に整理したり、順位付け・比較・分類等の「考えるための技法」を活用したりして整理することができる。
		34 目的に応じ、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して、情報をデータ化し、そのデータを使って予測する等を行いながら分析し、多様な立場を踏まえて、問題に対する多様な解決策を明らかにすることができる。
		35 目的や受け手に効果的な手段を選択・統合し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造することができる。
		36 情報及び情報技術を評価し、意図する活動の実現するための改善策について、オンラインコミュニティ等を活用しながら論理的・協働的に考えることができる。
	情報モラル・情報セキュリティ	37 社会的・自然的な出来事等をデータとして置き換え、結び付けようとする。
		38 物事を批判的に考え、新しいアイデアを生み出そうとする。
		39 問題を解決するための条件のもと、情報及び技術の活用の計画を立て、試行しようとする。
	プログラミング	40 情報及び情報技術を生み出そうとする。
		41 情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し改善しようとする。
		42 情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする。
		43 情報に関する法規や制度の意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		44 情報セキュリティを確保する意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		45 デジタル化された情報の改ざんや漏えいを防ぐ意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		46 情報社会における自他の責任や義務を踏まえ、行動しようとする。
		47 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする。
		48 情報通信ネットワークの公共性を意識し、望ましい情報活用の在り方について提案しようとする。
		49 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする。
C 学びに向かう力・人間性等	問題解決・探究における情報活用	37 社会的・自然的な出来事等をデータとして置き換え、結び付けようとする。
		38 物事を批判的に考え、新しいアイデアを生み出そうとする。
		39 問題を解決するための条件のもと、情報及び技術の活用の計画を立て、試行しようとする。
	情報モラル・情報セキュリティ	40 情報及び情報技術を生み出そうとする。
		41 情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し改善しようとする。
		42 情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする。
		43 情報に関する法規や制度の意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		44 情報セキュリティを確保する意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		45 デジタル化された情報の改ざんや漏えいを防ぐ意義を踏まえ、適切に行動しようとする。
		46 情報社会における自他の責任や義務を踏まえ、行動しようとする。
		47 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする。
		48 情報通信ネットワークの公共性を意識し、望ましい情報活用の在り方について提案しようとする。
		49 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする。

【資料1】 いわたの情報活用能力体系表例
(小学校・中学校・義務教育学校版)

R5. 4. 1

資質・能力	想定される学習内容	小学校第1学年・第2学年	小学校第3学年・第4学年
A 知識及び技能	基本的な操作等	01 起動と終了、ログインとログアウトすることができる。	01 キーボードで文字入力(入力モード切替、ローマ字入力、数値入力)することができる。
		02 ファイルの呼び出しと保存をすることができる。	02 ファイルの上書き保存、名前を付けて保存をすることができる。
		03 ソフトキーボードやキーボードで文字入力することができる。	03 30～40文字/1分間の文字入力をすることができる。
		04 写真撮影や動画撮影、再生をすることができる。	
		05 ペイントソフト、学習支援ソフト等を操作することができる。	04 文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト等を操作することができる。
			05 検索サイトでキーワード検索をすることができる。
	問題解決・探究における情報活用	06 問題解決に繋がる情報を、本やインタビュー、見たこと、触れたことなど、身近なところから集めることができる。	06 問題解決に繋がる情報を、調査や様々なメディアから収集し、選択することができる。
		07 集めた情報を、言葉や簡単な絵、図、表、グラフを用いて整理することができる。	07 集めた情報を、表やグラフ等を用いて、観点に沿って整理することができる。
		08 画用紙等で、相手に伝わりやすい発表資料を作ることができる。	08 プレゼンテーションソフトを使って、相手や目的を意識したスライドを作り、伝えることができる。
		09 問題解決には、情報が必要であることを知ることができる。	09 目的を意識して、情報を活用する計画を立てることができる。
		10 情報を使うことのよさを知ることができる。	10 情報活用を振り返り、改善点を見つけることができる。
	プログラミング	11 身の回りにある情報技術のよさに気付くことができる。	11 コンピュータやネットワークが、日常生活の中でどの様に使われているか理解することができる。
		12 問題を細かく分けることができる。	12 順次処理、繰り返しを含むプログラムを作成することができる。
		13 順序立てて説明することができる。	13 プログラムの手順を図で表し説明することができる。
	情報セキュリティ	14 友達の作品を大切にすることができる。	14 個人情報を保護することを踏まえた情報の取り扱いをすることができる。
		15 インターネット上には間違った情報があることを知ることができる。	15 インターネット上は、ルールが必要であることを理解することができる。
		16 約束を守って、本やコンピュータ等を使用することができる。	16 コンピュータ等が与える心身への影響を理解することができる。
		17 自分のID、パスワードを管理することができる。	
B 思考力・判断力・表現力等	問題解決・探究における情報活用	18 体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり分解したりし、どのような手順の組合せが必要かを考えて実行することができる。	17 収集した情報から課題を見つけ、解決に向けた活動を実現するために情報を活用する見通しを立て、実行することができる。
		19 身近なところから課題に関する情報を収集し、簡単な絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理することができる。	18 調査や資料等から情報を収集し、情報同士のつながりを見つけたり、観点を決めた簡易な表やグラフ等や習得した「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理することができる。
		20 情報の大体を捉え、分解・整理し、自分の言葉でまとめることができる。	19 情報を抽象化するなどして全体的な特徴や要点を捉え、新たな考えや意味を見いだすことができる。
		21 相手を意識し、分かりやすく表現することができる。	20 表現方法を相手に合わせて選択し、相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせて適切に表現することができる。
		22 問題解決における情報の大切さを理解しながら情報活用を振り返り、よさに気付くことができる。	21 自らの情報活用を振り返り、手順の組合せをどのように改善していけば良いのかを考えることができる。
C 学びに向かう力・人間性等	問題解決・探究における情報活用	23 情報が大切であることを意識し、問題解決をしようとする。	22 目的に応じて情報を活用する計画を立てようとする。
		24 問題解決に関係する情報を見つけようとする。	23 集めた情報同士の繋がりを見つけたり、新たな視点から検討しようとする。
		25 うまいいかなくても何度も繰り返し取り組もうとする。	24 プログラムを作る過程で、改善策を見いだそうとする。
		26 情報活用を振り返り、情報を活用することのよさを見つけようとする。	25 情報活用を振り返り、情報活用の改善点を見つけようとする。
	情報セキュリティ	27 相手に伝えてはいけない情報を守ろうとする。	26 個人情報を適切に扱おうとする。
		28 約束を守ってコンピュータ等を使用しようとする。	27 情報をやり取りする時のルールやマナーを守ってネットワークを使おうとする。

【ダウンロードリンク】

<http://www1.iwate-ed.jp/11spcon/01jyokatsu/index.html>



Ⅵ 各校共通で取り組む指導の要点

小学校第5学年・第6学年	
01 文字等のコピー、切り取り、貼り付けをすることができる。	
02 ファイルのコピー、切り取り、貼り付け、削除をすることができる。	
03 50～60文字/分の文字入力をする事ができる。	
04 表計算ソフト等、目的に応じてアプリケーションを選択・操作することができる。	
05 検索サイトでand、orを用いた検索をすることができる。	
06 問題解決に繋がる情報を、調査、実験・観察や様々なメディアから収集し、整理し、検証することができる。	
07 集めた情報を、目的に応じて適切な表やグラフ等を用い、整理することができる。	
08 プレゼンテーションを通して相手とやり取りすることができる。	
09 問題解決に向けた情報活用の計画を立てることができる。	
10 情報活用を振り返り、効果や改善点を見つけることができる。	
11 コンピュータやネットワーク等の情報技術が、日常生活に欠かせないものであることを理解することができる。	
12 分岐、変数を含むプログラムを作成することができる。	
13 プログラムの手順をフローチャート等で表現し、説明することができる。	
14 著作権や肖像権を踏まえた上で、個人情報を取り扱うことができる。	
15 ルールやマナーを守り、インターネットやSNSを利用することができる。	
16 情報機器が与える心身への影響を理解し、ルールを守って使用することができる。	
17 セキュリティ対策の必要性和方法を理解することができる。	
18 問題を焦点化し、ゴールを明確に持ち、シミュレーションや試行等を行いながら問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行することができる。	
19 目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組み合わせながら情報収集し、目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理することができる。	
20 情報の傾向と変化を捉え、類似点や規則性を見つけ、他との転用や応用を意識しながら問題に対する解決策を考察することができる。	
21 目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせ、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現することができる。	
22 情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を論理的に考えることができる。	
23 複数の視点を持ちながら、情報を活用する計画を立てようとする。	
24 物事や情報を批判的に考察しようとする。	
25 プログラミングによる学びを生活に活かそうとする。	
26 情報活用を振り返り、情報活用の効果や改善点を見つけようとする。	
27 不適切な情報、危険な情報に出会ったとき、適切に対処しようとする。	
28 発信した情報が与える影響を考え、適切に情報機器を利用しようとする。	
29 情報機器を生活や社会に活かそうとする。	

資質・能力	想定される学習内容	中学校
A 知識・技能	基本的な操作等	01 ホームポジションを意識し、1分間に60文字程度の入力が正確にすることができる。 02 パソコン上のファイルを圧縮したり、パスワード暗号化したり、バックアップ等の処理をすることができる。 03 目的に応じて適切なアプリケーションの選択と操作をすることができる。 04 クラウドを用いた協働作業をすることができる。
	問題解決・探究における情報活用	05 情報通信ネットワークなどからのand、or検索等効果的な情報の検索と検証の方法を理解することができる。 06 調査の設計方法を理解することができる。 07 情報と情報との関係（意見と根拠、具体と抽象など）について理解することができる。 08 情報の整理の仕方（比較や分類、関係付けなど）について理解することができる。 09 情報の整理の方法（表やグラフを用いた統計的な）について理解することができる。 10 目的に応じて情報の傾向と変化を捉える方法について理解することができる。 11 情報を統合して表現する方法について理解することができる。 12 情報の発信・交流の方法（Webページ、SNS等）について理解することができる。 13 安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法について理解することができる。 14 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順について理解することができる。 15 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善する手順について理解することができる。
	プログラミング	16 デジタル化された情報が短時間に広範囲に流通するという特徴について理解することができる。 17 文字、音声、静止画、動画等のメディアの種類と特徴について理解することができる。 18 コンピュータ内部におけるデータの処理方法を理解することができる。 19 社会におけるコンピュータや情報システムの活用について理解することができる。 20 情報のデジタル化や処理の自動化の仕組みについて理解することができる。 21 情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組みについて理解することができる。 22 情報のシステム化の基礎的な仕組みについて説明することができる。 23 問題発見・解決のための安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができる。 24 アクティビティ図等の統一モデリング言語によるアルゴリズムの表現方法を理解し、表現できる。
B 思考力・判断力・表現力等	情報モラル・情報セキュリティ	25 情報システムの種類、目的、役割や特性について理解することができる。 26 情報化による社会への影響と課題について理解することができる。 27 情報に関する個人の権利とその重要性について理解することができる。 28 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることについて理解することができる。 29 情報セキュリティの確保のための対策・対応について理解している。 30 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性について理解することができる。 31 情報社会における自分の責任や義務について理解することができる。 32 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方について理解することができる。
	問題解決・探究における情報活用	33 問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行することができる。 34 調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて、効果的に情報検索・検証することができる。 35 目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせて活用したりして整理することができる。 36 目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにすることができる。 37 目的や意図に応じて情報を統合して表現することができる。 38 統合した情報をプレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造することができる。 39 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価することができる。 40 意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかを論理的に考えることができる。
	情報活用	41 事象を情報とその結び付きの視点から捉えようとする。 42 物事を批判的に考察し判断しようとする。 43 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする。 44 情報及び情報技術を創造しようとする。 45 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善しようとする。 46 情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする。 47 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする。 48 情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする。 49 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする。 50 情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする。 51 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする。 52 情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする。 53 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする。
C 学びに向かう力・人間性等	問題解決・探究における情報活用	
	情報モラル・情報セキュリティ	

【資料2】 教科指導等におけるICT活用

GIGA
スクール
構想

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの
教育実践の蓄積

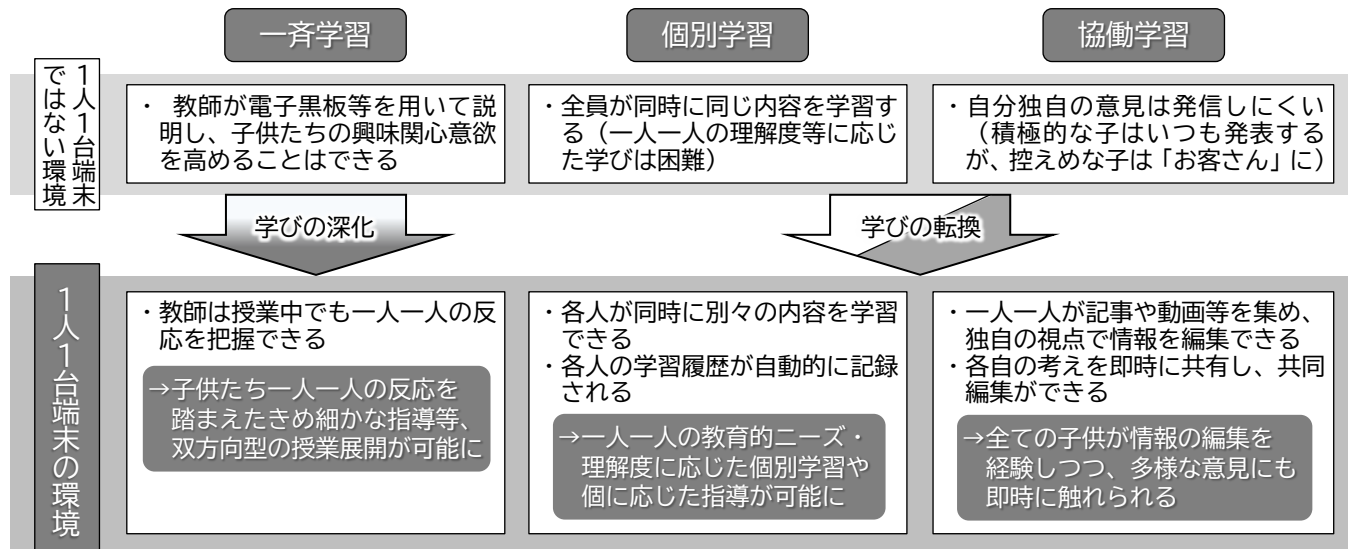
×

ICT

＝

学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学び

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ



- ◎ICTの特性や強みを生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。
- ◎情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげること。
- ◎情報技術を児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

STEP 1

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも”
活かせる1人1台端末。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文書作成、プレゼンテーションソフトの利用
- 一斉学習の場面での活用
- 一人一人の学習に応じた個別学習
- ・問題を一瞬で配布したり、学び合いやまとめ・振り返りの際に一瞬で記述内容を転送し、一覧表示や拡大表示によって共有したりすることができる。
- ・習熟度に応じた学習や様々な特性を持った児童生徒に対する細やかな対応ができる。

STEP 2

教科の学びを深める。
教科の学びの本質に迫る。

- 授業の中での活用
 - (例) ・算数数学：関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する。
 - ・社会：国内外のデータを加工して可視化したり地図情報に統合したりして深く分析する。
 - ・保健体育：各自の視点で、ゲームの撮影動画を確認することでチームの特徴に応じた作戦を考える。
- 教師の活用
 - (例) ・遠隔教育による活用
 - 校外の専門家との連携や小規模校の児童生徒が多様な考えに触れる機会を設定する際等に活用する。
 - ・蓄積された教育データの活用
 - 学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積・分析・利活用することにより、児童生徒へのきめ細かい支援につなげる。

PCを「教具」から「文房具」へ
教師の指示に頼らず、筆記用具やノートを使うように、

教師主導によるICT活用

学習場面に応じたICT活用の分類例

(教育の情報化に関する手引(文部科学省)より)

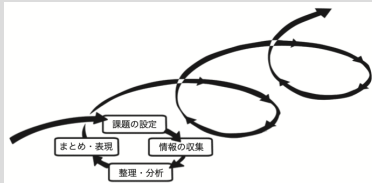


A 一斉学習		B 個別学習		C 協働学習	
A1 教師による教材の提示		B1 個に応じた学習	B2 調査活動	C1 発表や話し合い	C2 協働での意見整理
					
電子黒板等を用いた分かりやすい課題の提示		一人一人の習熟の程度などに応じた学習	インターネット等による調査	考えや作品を提示・交換しての発表や話し合い	複数の意見や考えを議論して整理
B3 思考を深める学習		B4 表現・制作	B5 家庭学習	C3 協働制作	C4 学校の壁を越えた学習
					
シミュレーション等を用いた考えを深める学習		マルチメディアによる表現・制作	タブレットPC等の持ち帰りによる家庭学習	グループでの分担や協力による作品の制作	遠隔地の学校等との交流

STEP 3

教科の学びをつなぐ。社会課題等の解決や一人ひとりの夢の実現に活かす。

- ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究する。



課題の設定	実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

児童生徒自身が個々の興味・関心に応じた異なる目標に向けて、どのような方向性で学習を進めたら良いかを考えながら、学習を深め、広げる。
(『学習の個性化』)

児童生徒がこれまでの経験を振り返ったり、これからのキャリアを見通したりしながら、自ら適切に学習課題を設定し取り組んでいく。

工夫次第で、学びの可能性は無限大に。

学習者中心のICT活用
学習の道具として児童生徒が必要に応じて使用する

児童生徒主体のICT活用

▶▶ 家庭学習 × 1人1台端末 ▶▶

- ◎ドリルアプリ等で習熟を図ったり、興味・関心に応じて調べ学習を行ったりするなど、家庭学習の質を充実させる観点で活用することができます。
- ◎クラウドに保存した授業のデータにアクセスし、その日の学習内容を復習したり、板書の写真をもとにノートにまとめたりするなど、学びを振り返るためのツールとして活用することができます。
- ◎臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点で活用することができます。
(※非常時を想定して準備を行い、「そなえる」ことが大切です。)

【参考資料】

- ①文部科学省 StuDx Style
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ②学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext_01317.html
- ③いわて学びの改革研究事業
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1058329/index.html>



【参考】

「教育の情報化に関する手引き―追補版―（令和2年6月）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



StuDX Style（※ICT 活用の優良事例を紹介する文部科学省の特設サイト）

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>



いわての情報活用能力体系表例のページ

<http://www1.iwate-ed.jp/11spcon/01jyokatsu/index.html>



3 豊かな心の育成

(1) 道德教育の充実

【高等学校における道德教育の目標】

人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う

- ア 中学校までの道德の学習等を基にして、次のことに関する指導を行う。
- ・ 自立心や自律性、規律ある生活をすること、生命を尊重する心を育てること
 - ・ 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと
 - ・ 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと
 - ・ 伝統と文化の尊重すること等
- イ 公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導の場面とし、各教科・科目、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じて行う。また、岩手県高等学校道德教育資料「こころの道標」や「いわての復興教育」副読本などの身近な資料を活用する。
- ウ 「道德教育全体計画」を作成し、道德教育推進を主に担当する「道德教育推進教師」を中心に全教員が協力して行う。
- エ 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整え、東日本大震災津波からの復興に関する体験、就業体験、ボランティア体験、自然体験、地域行事への参加などを充実させながら行う。
- オ 生徒の日常生活に生かされるようにし、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意する。

(2) 体験活動の推進

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する。

① 各教科・科目等の特質に応じた教育課程の編成

体験活動を継続的に実施していくために、各教科・科目等の指導に当たり、各教科・科目等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視すること。

② 柔軟な年間指導計画の作成

学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすること。そのため、各教科・科目等の特質やその関連を踏まえ、生徒の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにすること。

なお、体験活動を効果的に実施していくため、その意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することも重要であること。

また、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行うこと。

(3) 学校における文化芸術教育の推進

① 教育課程全体での指導の充実

グローバル化など変化する社会の中で、自立した社会人として活躍する者を育成する上で、我が国や岩手の歴史、伝統・文化についての学習を重視し、それらについての理解を深め、尊重する態度を身につけると同時に、自分とは異なる文化や歴史を持つ国や地域についての理解を深め、敬意を払えるようにする。

地理歴史の学習を通して学ぶ機会を充実させるほか、音楽、美術、工芸、書道など芸術文化に親しむことや、長い歴史の中で形成されてきた我が国の文化の基盤を成す国語の学習を充実させることが重要である。

また、民俗芸能や和楽器、郷土の芸術文化などについて、総合的な探究の時間や特別活動の領域等において適切に位置づけることも必要である。

② 我が国や郷土の伝統文化に関する学習の充実

我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べる学習を充実させ、我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重し、継承、発展させる態度を身につける。

ア 本県の優れた数多くの歴史、文化遺産を十分に認識することにより、進んで継承していけるよう、総合的な探究の時間や特別活動の時間も含め、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の人材、教材や学習環境の積極的な活用を行う。

イ 生徒個人が地域の伝統文化を理解し、民俗芸能などの地域活動に積極的に参加していく取組を支援する。

③ 音楽、美術など芸術文化に関する指導の充実

芸術文化に親しみ、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てる。特に、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器の指導、美術、工芸や書の伝統と文化に関する鑑賞指導を充実させ、我が国の伝統的な芸術文化についての理解を深めるとともに、それらを尊重し、継承、発展させる態度を身につける。

ア 芸術文化に興味、関心を持てるよう、県高等学校文化連盟等の各種団体や美術館等の社会教育施設との連携を図ることなどにより、鑑賞の機会を確保する。

イ 芸術の分野に能力や適性のある生徒に対して、各種団体や社会教育施設・文化施設との連携を図ることなどにより、演奏・実技・演技・創作の発表機会や研修の機会等、高度な学びの場を提供し、専門的な知識や技能を身につけられるようにする。

4 健やかな体の育成

学校における体育・健康・安全に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導、食に関する指導及び安全に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切かつ一体的に行うよう努めることとする。

(1) 生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」の形成による健康の保持・増進に向けて、学校内における各分野の担当者が連携し、一体的に関連付ける取組である「60（ロクマル）プラスプロジェクト（※1）」を推進することにより、生徒一人ひとりのよりよい生活の確立に取り組む。

ア 生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導の充実を図る。

イ スポーツの意義や価値を学び、スポーツへの興味・関心を高めるため、オリンピック・パラリンピック教育の推進に取り組む。

ウ 生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い積極的に健康な生活を実践できるようにする。

エ 学校は、生徒の健康状態や健康課題等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえた学校保健計画を作成し、全教職員・家庭・関係機関の協力を得ながら、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

オ 肥満・痩身の改善については、発達段階を考慮しながら集団指導・個別指導をそれぞれ充実させ、学校保健委員会等を活用して計画的・組織的に取り組むとともに、次に示す内容について生徒の現状に配慮しながら指導に取り組む。

- ・ 栄養バランスのよい朝食を毎日とることの意義
- ・ 望ましい間食のあり方
- ・ 自分にとって適切な食事の量
- ・ よく噛む習慣（カミカミ運動）

カ 食に関する指導の全体計画（※2）を作成するなど、学校の教育活動全体を通じて食育を推進するための体制を整備し、組織的・計画的に取り組む。

キ 生徒が、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などに理解を深めることにより、積極的に健康な生活を実践できるようにする。

(2) 適切な部活動体制の推進

ア 令和6年1月に策定した「岩手県における学校部活動と新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表するとともに、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

イ 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・ハラスメント等の不適切な指導の根絶を徹底する。

ウ スポーツ医・科学の見地及び生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

エ 部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について教職員、部活動指導員、保護者及び外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

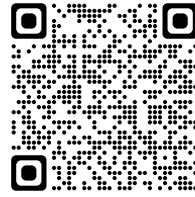
オ 部活動指導員配置事業により、地域の指導者の活用促進等を行うことで部活動の地域連携を図り、指導の充実と教員の負担軽減に取り組む。

カ 各校において作成する「運動部活動安全対策マニュアル」について、設置している運動部活動の種目や活動環境に応じたマニュアルとなるよう再確認し、適切に運用する。

【参考】

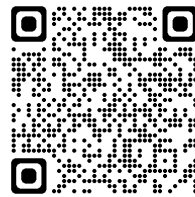
(※1) 60（ロクマル）プラスプロジェクト

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1058330/index.html>



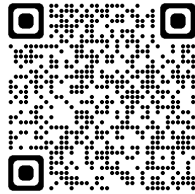
(※2) 食に関する指導の手引—第二次改訂版—（平成31年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm



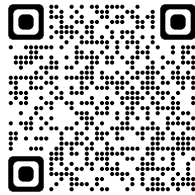
岩手型肥満解消ぺっこアプローチ 軽度肥満対象個別相談指導資料

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1007361.html>



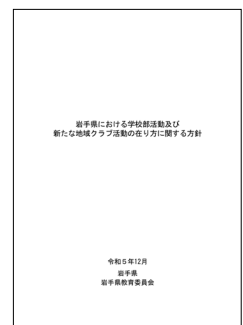
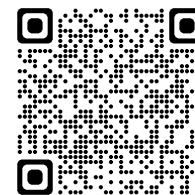
中高生の肥満予防及び改善指導資料「岩手っ子カラダ改革 LAFF Challenge」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/hoken/1047151/1033424.html>



岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007339/1070545/index.html>



5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進

いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1060335.html>

（１）多様なニーズに対応した指導・支援

- ①「引継ぎシート」の活用により、切れ目ない支援を継続する。
- ②特別な支援の必要な生徒について「個別の指導計画」の作成を進める。
- ③全ての学校において「通級による指導」の在り方を検討する。

- ア 対象生徒の出身中学校から「引継ぎシート」を活用して、出身中学校から中学校在籍時の指導等を引き継ぐことにより、継続した一貫性のある指導及び生徒理解に努める。
- イ 指導に関わる共通理解と継続した一貫性のある指導を行うために、「個別の指導計画」を作成するとともに、指導の記録を蓄積し、評価と計画の見直しに生かす。
- ウ 特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズを的確に把握するとともに、実態に即した指導内容の設定と指導方法の工夫等、指導の改善に努める。
- エ 「通級による指導」の運用を必要とする学校において、計画的に教育課程の検討を行う。

（２）特別支援教育体制づくり

- ①特別支援教育に係る校内体制を整備し、全教職員共通理解のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応える。
- ②関係機関との連携により特別な支援が必要な生徒の支援体制を確立する。

- ア 「特別支援教育校内委員会」の設置及び「特別支援教育コーディネーター」の指名を行い、全校で計画的な支援が行われるようにする。
- イ 特別な支援を必要とする生徒の実態の共通理解や指導の検討などを日常的に行う。
- ウ 特別支援学校及び医療機関、相談機関、労働機関等と連携し、生徒個々の多様なニーズに応じた指導に役立てる。特に特別な支援を必要とする生徒への進路指導については、特別支援学校における進路指導に関するネットワーク等を活用するなどして、早期対応の充実を図る。
- エ 「個別の指導計画」等により、指導内容、合理的配慮等を保護者と確認する。

（３）教職員の専門性の向上

特別支援教育に対する全職員の理解推進を図る。

- ア 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内研修会や校外研修の伝達講習を実施するなど、特別な支援を必要とする生徒の理解と校内における特別支援教育の研修を推進する。
- イ 特別支援学校のセンター的機能の積極的活用により、研修計画に対するアドバイスや職員を講師として招聘すること等、計画的に研修を実施する。

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策の推進

取組の 方向性

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策や、学校いじめ対策組織を中核とした組織的な指導体制の充実により、いじめ事案に対して適切に対応する。

- 教職員の共通理解のもと、「学校いじめ防止基本方針」の具体的展開を進める。
- いじめ防止等について、児童生徒による実践的な活動の充実を図る。
- 教職員の資質向上を図るため、「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（岩手県教育委員会）、いじめ対策に係る事例集（文部科学省）等を活用した研修を実施する。

※「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（岩手県教育委員会）
https://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/ijime_manual/ijime_manual.pdf

マニュアル

事例集



※いじめ対策に係る事例集（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

不登校対策

不登校の未然防止、初期対応・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、個に応じた具体的な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。（発達支持的生徒指導の推進）
- 教育相談担当者（コーディネーター）が主導となって臨機応変に会議を開くなど、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携した学校教育相談体制を整備し、支援体制の充実を図る。

情報モラルに関する指導

児童生徒が情報化社会において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- インターネットやSNSの利用率、携帯情報通信端末の所持率の上昇が進む中、情報モラルに基づき正しく判断し活用できる資質・能力を身に付けるため、教員研修を実施したり効果的な実践事例を情報共有したりすることで、情報モラルの指導に生かし、情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を配付するとともに、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者や地域、関係団体等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。

3 心とからだの健康観察

- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

令和7年度いじめ対策に係る重点

【重点目標】

**実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、
組織的にいじめの未然防止・適切な対処に当たる**

各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ防止基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。

【重点取組】

【学校いじめ対策組織】 いじめの防止等の中核となる組織

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

【未然防止】 発達支持的生徒指導・課題未然防止教育

- 人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように取り組む。
- 道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行う。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

【適切な対処】 課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導

- 日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めるとともに、予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける。
- 早い段階から、SC・SSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応を進める。
 - ① アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。
 - ② アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
 - ③ 被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
 - ④ 指導・援助プランを実施する。
 - ⑤ モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。
- 問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図る。

※いじめ防止対策推進法（文部科学省） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo1/gijiroku/attach/1337765.htm

※いじめ防止等のための基本的方針（文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou02-000034502_006.pdf

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）（文部科学省） https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf

※生徒指導提要（改訂版）（文部科学省） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

※岩手県いじめ防止等のための基本的な方針 https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/489/kaitei_housin.pdf

7 学びの基盤づくり

(1) 安全でより良い教育環境の整備

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える。

令和4年3月25日に、文部科学省において策定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」の取組を充実させることが重要である。

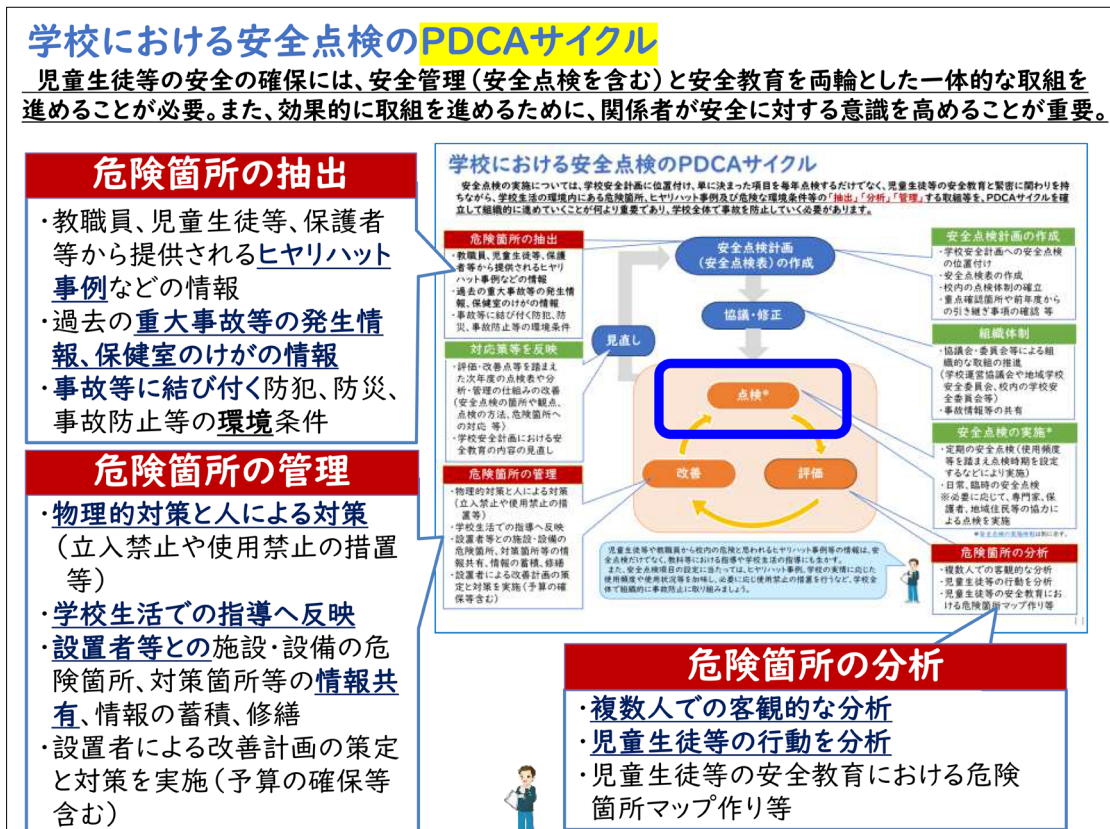
ア 目指す姿（※1）

- 全ての児童生徒等が、主体的に行動できるよう安全に関する資質・能力を身に付けること。
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること。
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること。

イ 推進のための方策（学校保健安全法に基づき学校安全の取組を実施 参照：第26～30条）

- 学校安全に関する組織的取組の推進
 - ・学校経営における学校安全の明確な位置づけ
 - ・学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの確立（※2）
- 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・コミュニティ・スクール等、地域の多様な主体との密接な連携・協働
 - ・通学時の安全確保
- 学校における安全に関する教育の充実
 - ・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実
 - ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関等との連携の強化
 - ・ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容の学校安全計画への位置づけの推進
- 学校における安全管理の取組の充実
 - ・安全点検に関する手法の改善（※3）
 - ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
 - ・学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（※4）
- 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等
 - ・学校安全に係る情報の見える化、データ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
 - ・教職員等の意識を高める定期的な「安全の日」の設定等、学校における安全文化の醸成

【関連資料】安全点検要領（R6.3）に関する内容（※3）



【関連資料】学校事故対応に関する指針＜改訂版＞（R6.3）に関する内容（※4）

事故発生直後の取組

(1) 応急手当 優先すべきことは、事故にあった児童生徒等の生命と健康!!

事故発生場所から素早く119番通報!

- 症状が重篤にならないように速やかに実施
- 誰でも即座に119番通報
- 複数の教職員が通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応

呼びかけに応じないなどの事態では・・・
救命処置が秒を争う

- 大声で応援を呼ぶ
- 119番通報（119番は通報者を限定せず、第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。）
- 心肺蘇生の開始、AEDの装着など

迅速に行動することが必要。
※意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸*である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する。

(2) 被害児童生徒等の保護者への連絡

正確かつ迅速な連絡で情報を共有する!

- 事故発生を可能な限り早く連絡
事故の概況等最低限必要とする情報を整理
- 被害の詳細、搬送先等を整理し、連絡

(3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

- 心のケアを十分に行う
- 状況により学校全体で引渡し等の対応も検討

【参考】呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合での応急手当
一次救命処置（BLS）の手順が、日本蘇生協議会（JRC）のJRC蘇生ガイドライン2020より公表。
呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合には、躊躇せず、一次救命処置を行う必要があります。

*死戦期呼吸（あえぎ呼吸）といけいんについて（ASUKAモデル・平成24年さいたま市教育委員会）
○突然、心停止となった場合、『死戦期呼吸』と呼ばれるゆっくりとあえくような呼吸や『いけいん』が認められることがあります。突然、目の前で倒れ、いつもと様子が違う呼吸やいけいんを認めた場合、『心停止の可能性』を疑い、行動を始めることが重要です。
○心停止ではない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用したりしても、大きな問題は起こりません。
※『死戦期呼吸』や『いけいん』の判断ができない場合や、自信が持てない場合は、胸骨圧迫とAEDの使用を開始します。

【参考】

(※1) 第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm

(※2) 学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

岩手県教育委員会危機管理マニュアル

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006232.html>

岩手県立学校熱中症対策ガイドライン

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1049306/1074933.html>

(※3) 安全点検要領（令和6年3月文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

(※4) 学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

生命（いのち）の安全教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

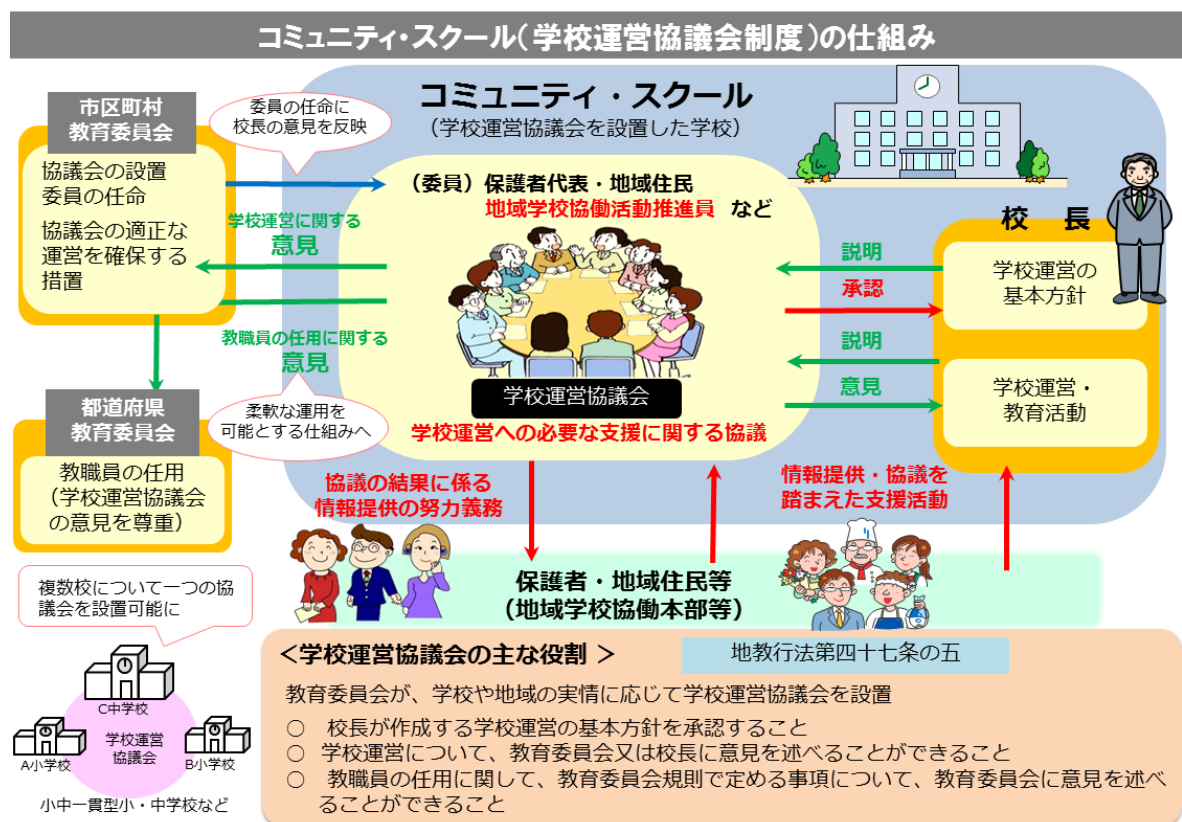
(2) 魅力ある学校づくりの推進

地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを導入し、学校経営計画で設定した目標の達成状況等を広く公表する。

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地域住民や関係団体等の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校を「コミュニティ・スクール」（CS）と呼ぶ。

学校運営協議会は、学校・家庭・地域が「何をを目指すのか」という目標やビジョンを共有し、「何に取り組む必要があるか」等について協議し意見をいただく機関である。また、共有した目標やビジョンの達成に向け、家庭や地域の方々等の参画も得て、学校・家庭・地域が適切に役割分担をしながら、学校と地域が一体となって協力し取り組んでいくものである。



[参考：文部科学省資料]

イ 学校経営計画

- ・各学校の状況に応じて策定する学校経営計画では、重点目標を単年度で評価・検証できるものとして記載することとしている。
- ・PDCAサイクルによる学校経営の推進のため、重点目標を評価・検証できるような達成指標（定量的・定性的）を設定する。
- ・学校経営の推進にあたって、保護者や地域の協力を得られるように、できるだけ早い段階で保護者等に説明するなど積極的に情報公開を行う。

Ⅶ 各校の経営計画により取り組む内容の指導の要点

1 特別活動

「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点から、各教科等における「見方・考え方」を総合的に働かせ、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に結び付けられるよう指導する。

- (1) 育てたい資質・能力の整理と目標の改善
 - ア 各教科等との関係性、各活動の学習過程の明確化
 - イ 小・中・高等学校の系統性を考慮した目標の改善
- (2) 特別活動の内容ごとの留意点

各活動が次のことにつながるようにする。

 - ア ホームルーム活動→集団での生活に。
 - イ 生徒会活動→自治的な活動に。
 - ウ 学校行事→様々な集団で一つの目標などに向かって取り組む活動に。
- (3) 道德教育やキャリア教育における指導の中心的な役割
- (4) 各活動の学びの過程の明確化と指導改善
 - ア 主体的な課題の設定、振り返りの活動過程の明確化
 - イ 他者の意見、課題について多面的・多角的に考えることの重要性
 - ウ 課題の設定から振り返りまでの一連のプロセスで目指す資質・能力の育成

2 総合的な探究の時間

各教科、科目等の「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせ、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら問いを見だし探究することのできる力を育成する。

- (1) 全体計画の改善
 - ア 育成を目指す資質・能力態度を明確にする。
 - イ 各教科等との関連を図る。
- (2) 探究活動の充実
 - ア 実社会や実生活の複雑な文脈の中にある事象を対象とする。
 - イ 複数の教科・科目等の「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせ考えていく。
 - ウ すぐに解決できない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視する。
- (3) 学習活動の状況や成果の評価
 - ア 自己の成長を実感できる評価を工夫する。
 - イ 校内および対外的に公表する機会を設定する。

3 学校図書館

生徒の読書活動が、知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であることを踏まえ、授業改善や生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図る。

- (1) 読書活動等の充実
 - ア 学校図書館教育の年間指導計画に基づく特色ある図書館活動の推進
 - イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた各教科・科目内での図書館の利活用促進
 - ウ ブックリスト「いわ 100」中高生版の活用
- (2) 諸条件の整備・充実
 - ア 司書教諭と学校司書の連携、協働による学校図書館運営の充実
 - イ 読書センター・学習センター・情報センターとしての機能の充実
 - ウ 新聞の複数紙配備

4 国際理解教育

グローバル化が急速に進展する中で、伝統と文化を尊重し、郷土いわてや日本を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献できる資質と能力を備えた人材を育成する。

- (1) 学校内の指導体制の確立
 - ア 国際理解教育を教育課程上に位置づけた教科横断的な取り組み
 - イ コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育の改善
 - ウ 様々な国際理解教育活動の推進
- (2) 国際理解に係る各事業の活用
 - ア 文科省・外務省による理解促進事業への参加
 - イ 県が主催するイングリッシュワークショップ、ディベート大会、海外派遣事業への参加

5 主権者教育

政治参加の重要性や選挙の意義等への理解を深め、政治への参画意識を高める主権者教育を計画的かつ継続的に推進する。

- (1) 主権者教育の推進
 - ア 年間を通して計画的・継続的に指導できるように、計画する。
 - イ 副教材「私たちが拓く日本の未来」及び指導資料を適切に活用する。
- (2) 政治的教養の育成
 - ア 公民科に限らず、総合的な探究の時間や特別活動も活用して適切に指導する。
 - イ 政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱うなど、具体的かつ実践的な指導に配慮する。
- (3) 投票への配慮

選挙権を有する生徒が投票できるように、又は、期日前投票又は不在者投票ができるように、学校行事の日程等に配慮する。

6 消費者教育

成年年齢引下げに伴い、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、日常生活での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

- (1) 消費者教育の推進

成年年齢の引下げにともない、自立した消費者の育成のため、生涯を見通した生活の管理や経済の計画の重要性について一層の指導の充実を図る。
- (2) 教科横断的な視点

公民科、家庭科、総合的な探究の時間等で、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図る。
- (3) 自立した消費者の育成を目指した指導

消費における社会的責任等を理解し主体的に判断する力を育成するため、外部人材を活用するなど理解を深める指導を工夫する。

7 環境教育

地球温暖化や放射能汚染等の環境問題を科学的に正しく理解し、自然環境や資源の有限性に配慮した持続可能な社会をつくる力を育成する。

- (1) 全体計画の作成
 - ア 年間指導計画の作成
 - イ 全ての教職員の共通理解
- (2) 各教科等の特性を生かした指導
 - ア 科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動の充実
 - イ 主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成するための、全ての教職員の共通理解
- (3) 実践的な環境学習活動
 - ア 組織的かつ継続的な環境学習の実践
 - イ 学校、家庭及び地域社会相互の連携を強化



地球温暖化対策 エコわんこきょうだい